

実践的な職業教育を行う
新たな高等教育機関の制度化に関する
基礎資料

目次

1. 第19回教育再生実行会議（平成26年4月3日）資料2「学制の在り方にかかる論点 基礎資料集（高等教育、職業教育にかかる論点）」（抄）（※一部資料は時点更新をしている。）

○18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移	2
○高等教育進学率の国際比較	3
○大学の学生数・設置者別学校数	4
○大学の学校数・学生数の推移/学科別学生割合	5
○短期大学の学生数・設置者別学校数	6
○短期大学の学校数・学生数の推移/学科別学生割合	7
○高等専門学校概要	8
○高等専門学校の学生数・設置者別学校数	9
○高等専門学校の学校数・学生数の推移/学科別割合	10
○専修学校概要	11
○専修学校の生徒数・設置者別学校数	12
○専門学校の学校数・生徒数の推移/学科別割合	13
○専修学校の修業年限別生徒数及び学科数	14
○大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校卒業者の産業別就職者数	15
○「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について	16
○諸外国の職業教育	17

2. 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）参考資料（抄）

○大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の各分野の具体例及び関連する資格例	20
○主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等	26

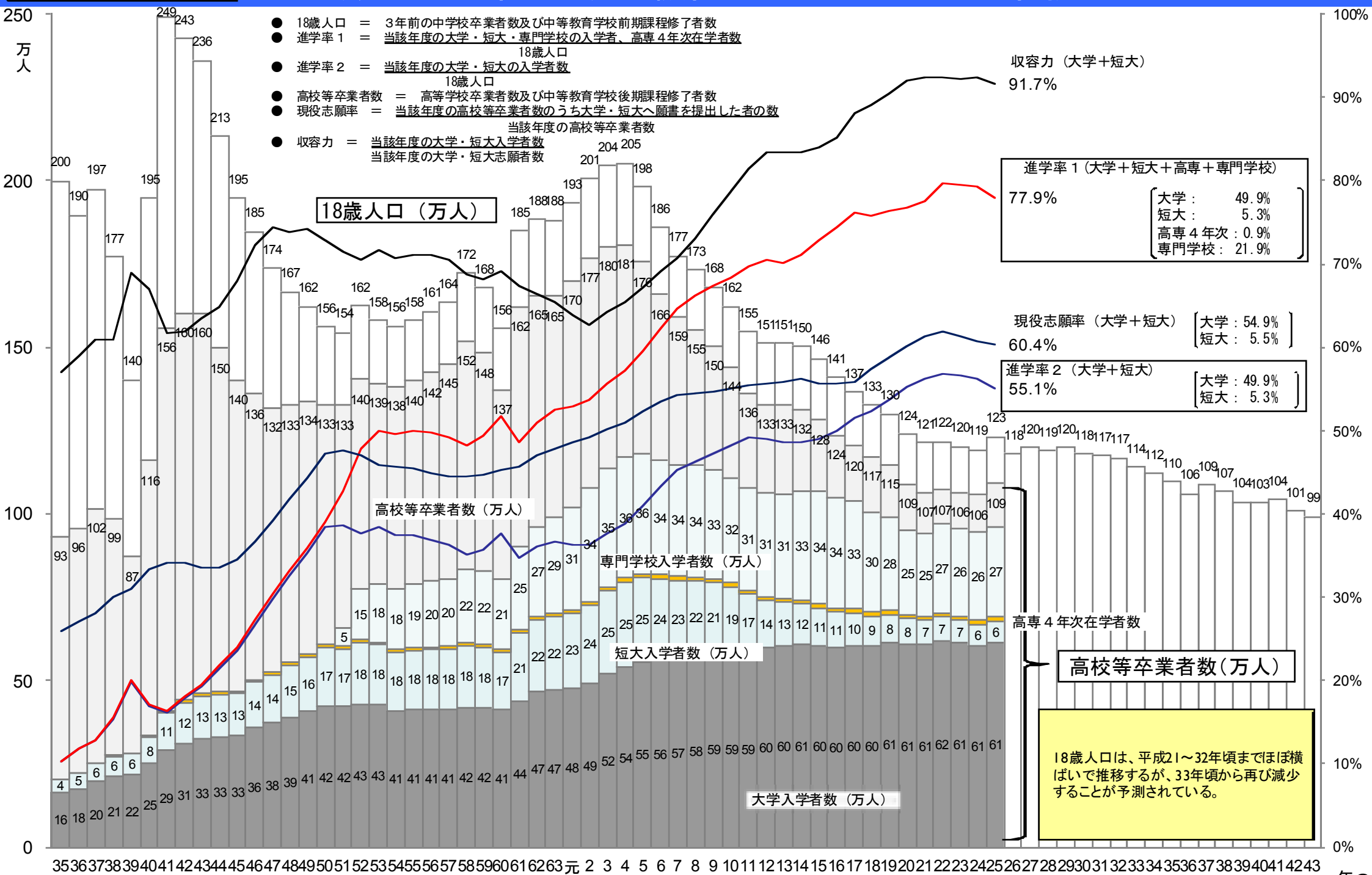
3. その他関係資料

○高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合	34
○諸外国の学校系統図（アメリカ、イギリス、ドイツ、フィンランド、韓国、オーストラリア）	35

1. 第19回教育再生実行会議（平成26年4月3日）
資料2「学制の在り方にかかる論点 基礎資料集
（高等教育、職業教育にかかる論点）」（抄）

1. 高等教育機関

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

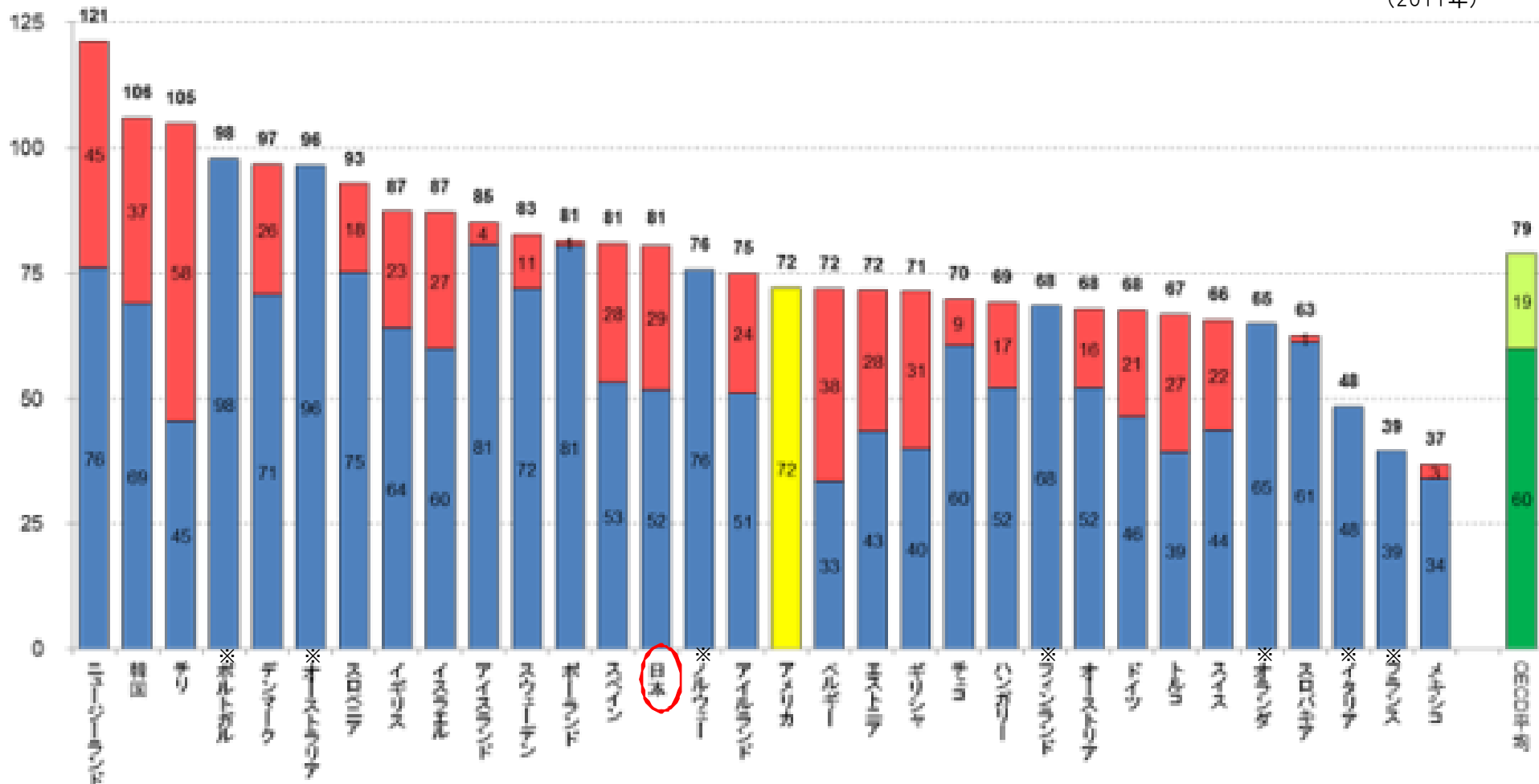


高等教育進学率の国際比較

- ・日本の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均に比べると高いとは言えない。（日本：1995年 31% → 2000年 40% → 2011年 52% OECD: 60%）
- ・非大学型高等教育（短期大学、高専、専門学校）進学率も合わせると、日本の高等教育進学率はOECD平均並。（日本：81% OECD: 79%）

■ 非大学型高等教育機関：大学型高等教育よりも修業年限が短く、就職に直接結びつく、実践的、技術的及び職業技能に焦点を絞ったプログラム。通算教育年数はフルタイムで2年以上。
 ■ 大学型高等教育機関：主として理論中心・研究準備型プログラムで、博士課程へ進学したり、高い技能を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を修得するもの。
 通算教育年数はフルタイムで3年以上（一般的には4年以上。）

(2011年)



(注)

- ・このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。
- ・アメリカのデータは、「大学型」と「非大学型」を合計した数値。
- ・※印は、「非大学型」について、無視できる程度の数値であるか、分類に当てはまらない国

大学の学生数・設置者別学校数

<学生数>

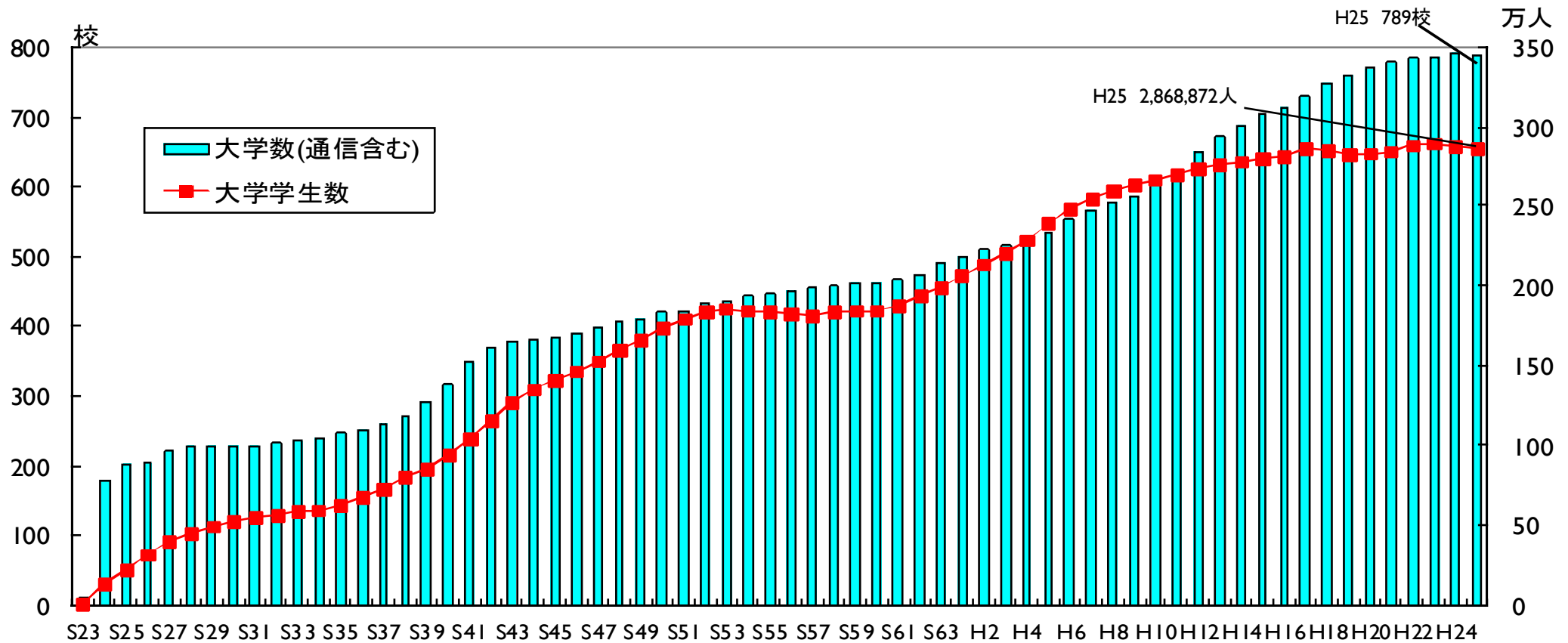
区分	計	うち学部	うち大学院 a	社会人／a (%)		国立	公立	私立
				うち社会人				
平成 15 年度	2,803,980	2,509,374	231,489	35,378	15.3	622,404	120,463	2,061,113
20	2,836,127	2,520,593	262,686	53,667	20.4	623,811	131,970	2,080,346
21	2,845,908	2,527,319	263,989	54,642	20.7	621,800	136,913	2,087,195
22	2,887,414	2,559,191	271,454	55,345	20.4	625,048	142,523	2,119,843
23	2,893,489	2,569,349	272,566	54,994	20.2	623,304	144,182	2,126,003
24	2,876,134	2,560,909	263,289	54,195	20.6	618,134	145,578	2,112,422
25	2,868,872	2,562,068	255,386	55,355	21.7	614,783	146,160	2,107,929

(注)「学生数」には、学部学生・大学院学生のほか、専攻科・別科の学生及び科目等履修生・聴講生・研究生を含む

<学校数>

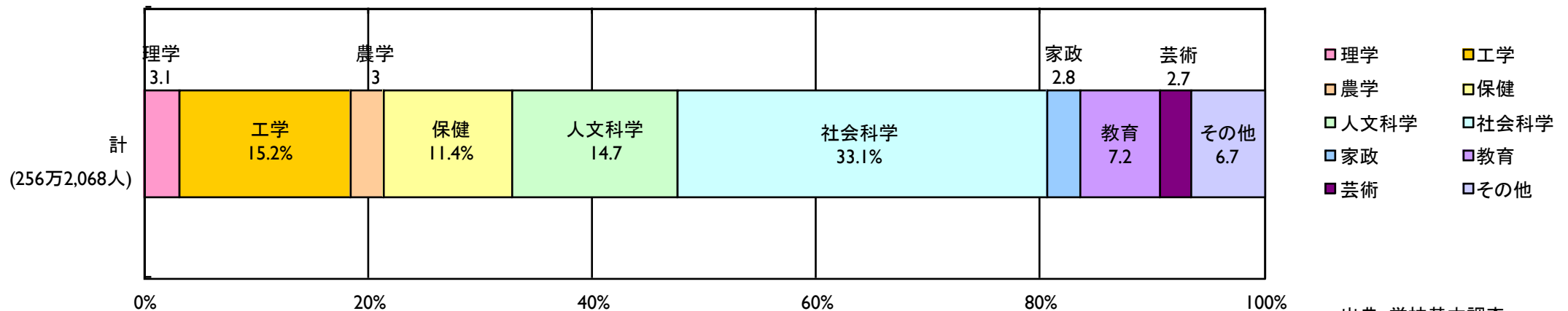
区分	計	国立	公立	私立	私立の割合(%)
平成 15 年度	702	100	76	526	74.9
20	765	86	90	589	77.0
21	773	86	92	595	77.0
22	778	86	95	597	76.7
23	780	86	95	599	76.8
24	783	86	92	605	77.3
25	782	86	90	606	77.5

大学の学校数・学生数の推移/学科別学生割合



※大学数には通信教育のみを行う学校を含む
 ※学生数には大学院、専攻科、別科も含む

【学科別学生割合】



出典: 学校基本調査

短期大学の学生数・設置者別学校数

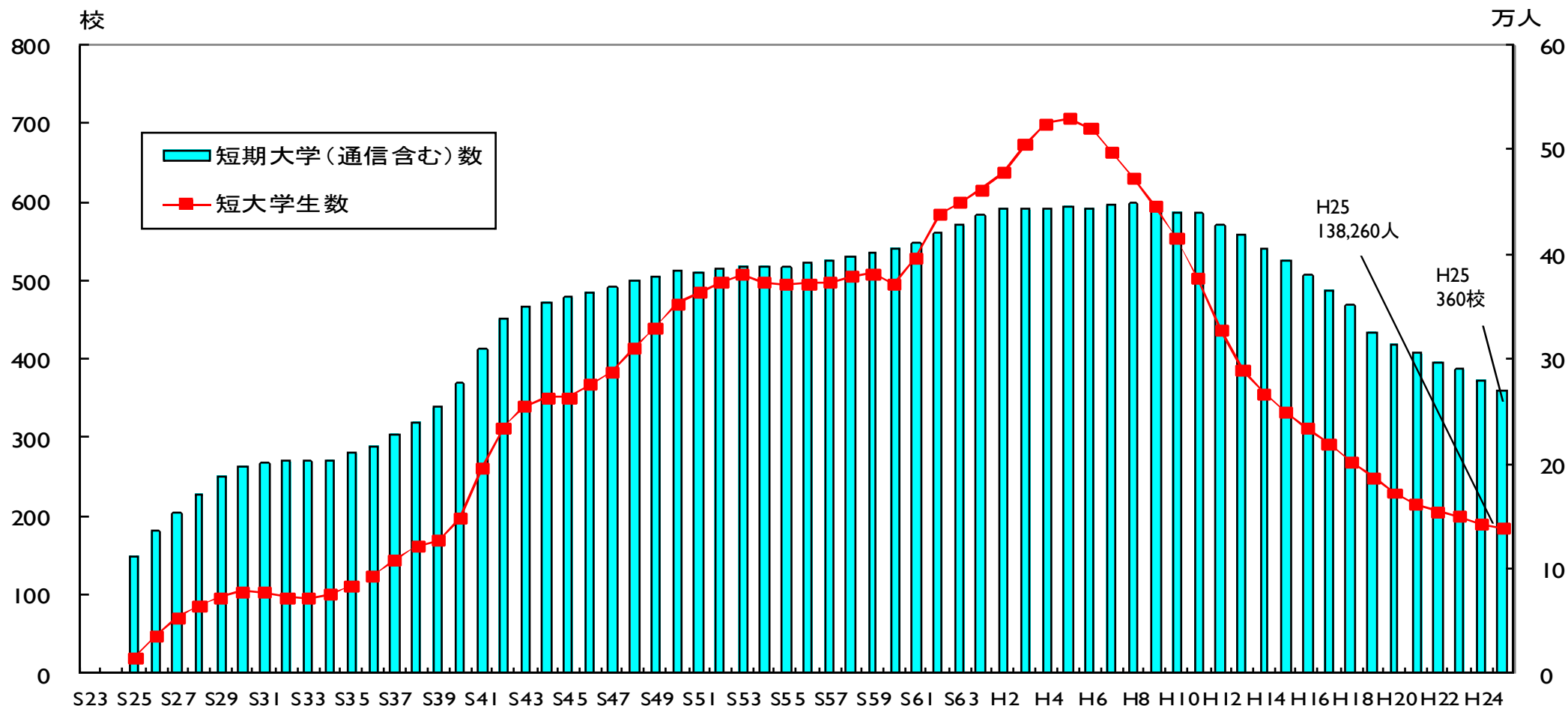
<学生数>

区分	計	うち本科	国立	公立	私立
平成 15 年度	250,062	241,408	4,515	17,999	227,548
20	172,726	166,448	52	10,565	162,109
21	160,976	155,127	3	9,973	151,000
22	155,273	149,633	—	9,128	146,145
23	150,007	145,047	—	8,487	141,520
24	141,970	137,282	—	7,917	134,053
25	138,260	133,714	—	7,649	130,611

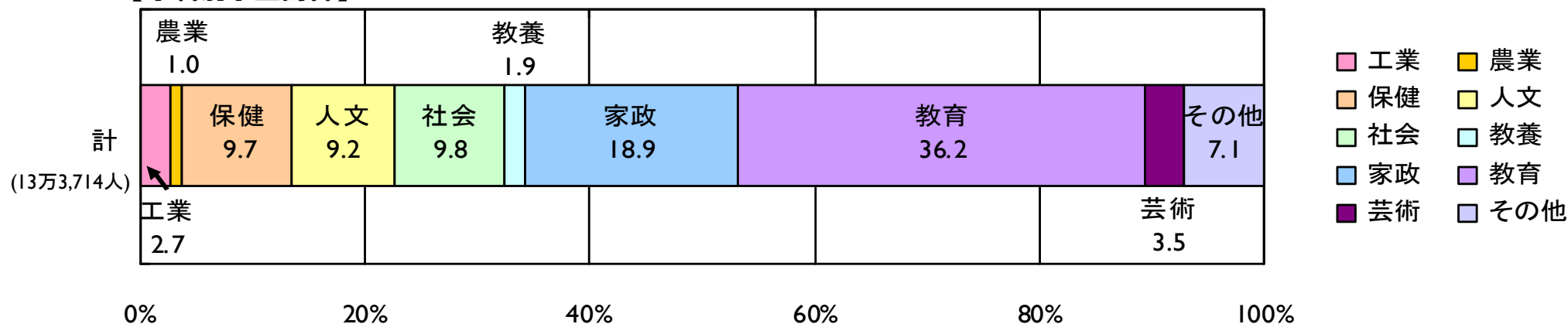
<学校数>

区分	計	国立	公立	私立	私立の割合(%)
平成 15 年度	525	13	49	463	88.2
20	417	2	29	386	92.6
21	406	2	26	378	93.1
22	395	—	26	369	93.4
23	387	—	24	363	93.8
24	372	—	22	350	94.1
25	359	—	19	340	94.7

短期大学の学校数・学生数の推移/学科別学生割合



【学科別学生割合】



高等専門学校の概要

<目的> 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する(学校教育法第115条)

<修業年限> 5年、商船に関する学科は5年6月

<入学資格> 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は
文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

<設置基準> 高等専門学校設置基準(昭和36年8月30日文部省令第23号)による

【設置者別学校数、在籍者数等の状況、学科系別入学定員(平成25年度)】

	学校数	学科数	入学定員	在学生数	専攻科学生数
国立	51	232	9,400	49,184	3,007
公立	3	7	720	3,680	198
私立	3	8	460	2,000	55
計	57	247	10,580	54,864	3,260

	工学						商船	工学・商船 以外	計
	機械系	電気・ 電子系	情報系	化学系	建設・ 建築系	その他			
学科数	57	71	38	31	37	5	5	3	247
入学定員	2,325	2,885	1,525	1,240	1,480	805	200	120	10,580

(注) 1. 募集停止中の学科を除く。

2. 工学の「その他」は、デザイン、総合工学、総合システム工、ものづくり工、生産システム工の各学科である。

3. 工業・商船以外は、経営情報、コミュニケーション情報、国際ビジネスの各学科である。

高等専門学校の学生数・設置者別学校数

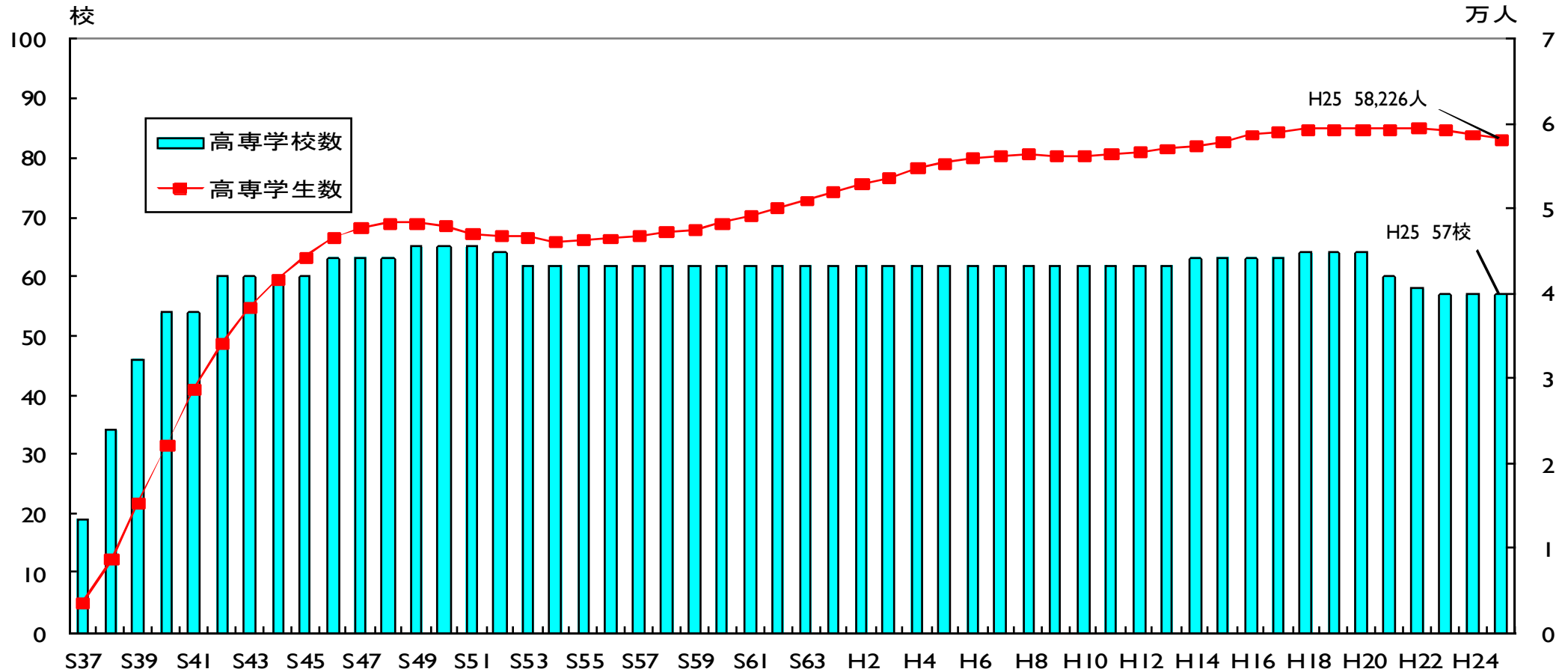
<学生数>

区分	学生数(人)			
	計	国立	公立	私立
平成 15 年度	57,875	50,974	4,650	2,251
20	59,446	53,162	4,162	2,122
21	59,386	53,355	4,028	2,003
22	59,542	53,605	4,030	1,907
23	59,220	53,291	4,004	1,925
24	58,765	52,814	3,956	1,995
25	58,226	52,290	3,881	2,055

<学校数>

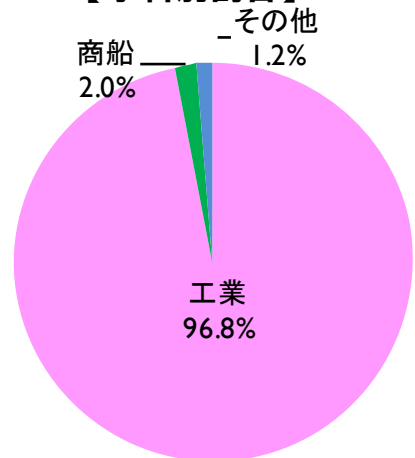
区分	学校数(校)			
	計	国立	公立	私立
平成 15 年度	63	55	5	3
20	64	55	6	3
21	64	55	6	3
22	58	51	4	3
23	57	51	3	3
24	57	51	3	3
25	57	51	3	3

高等専門学校の学校数・学生数の推移/学科別割合

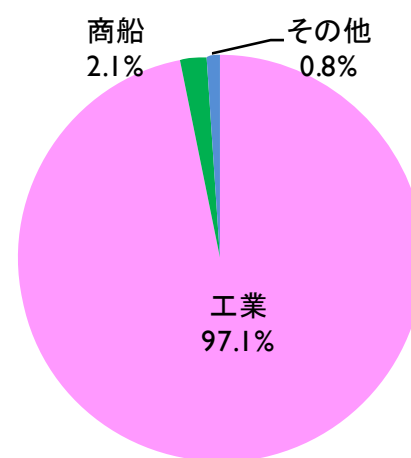


※学生数には専攻科及び聴講生・研究生も含む

【学科別割合】



【学科別学生割合】



専修学校の概要

1. 制度の創設

昭和51年1月に従来の各種学校のうち一定の規模、水準を有する組織的な教育を行うものを専修学校として位置付け、その教育の振興を図ることとした。

2. 目的、課程及び主な要件

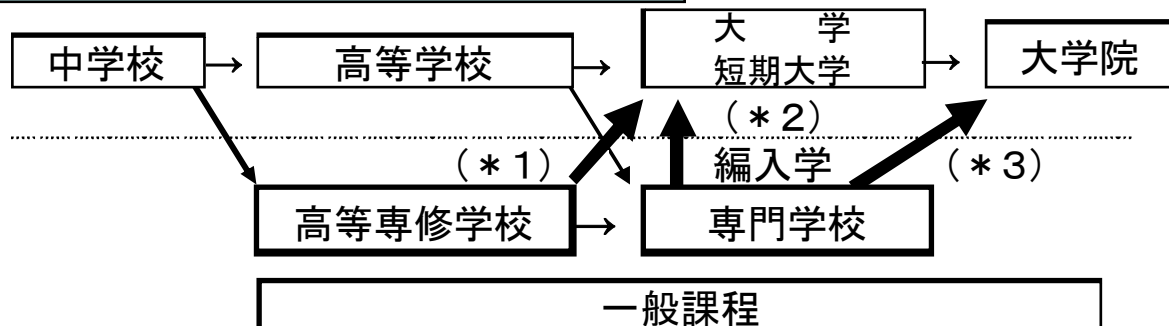
目 的	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第 1 2 4 条)		
要 件	修業年限 <u>1 年以上</u> 、年間授業時数 <u>8 0 0 時間以上</u> 、常時 4 0 人以上の在学生 等		
課 程	高等課程 (高等専修学校) 入学資格：中学校卒以上	専門課程 (専門学校) 入学資格：高校・高等専修学校 (3 年制) 卒以上	一般課程 入学資格：限定なし (学歴不問)

※ 各種学校:修業年限1年以上(簡易なものは3ヶ月以上)、年間授業時数680時間以上(入学資格:限定なし)

3. 修了者に対する称号の付与

修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「専門士」の称号、修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「高度専門士」の称号が付与される。

4. 他の高等教育機関との連携



一定の要件（修業年限、総授業時数等）を満たす専修学校の修了者については、

- （＊１）高等専修学校から大学への入学資格
- （＊２）専門学校から大学への編入学
- （＊３）専門学校から大学院への入学資格

がそれぞれ認められる。

専修学校の生徒数・設置者別学校数

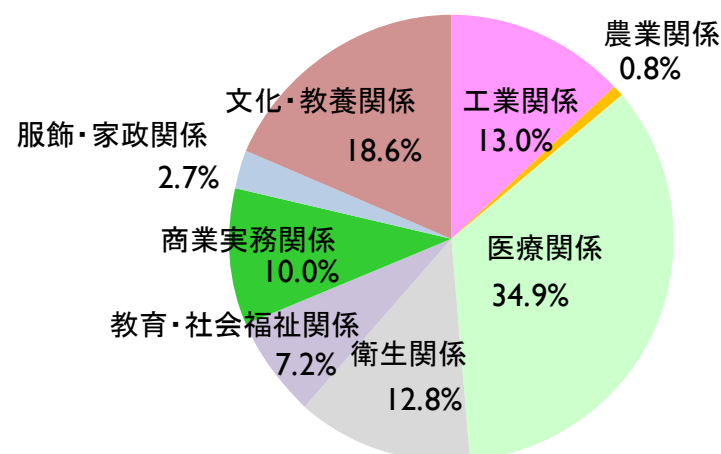
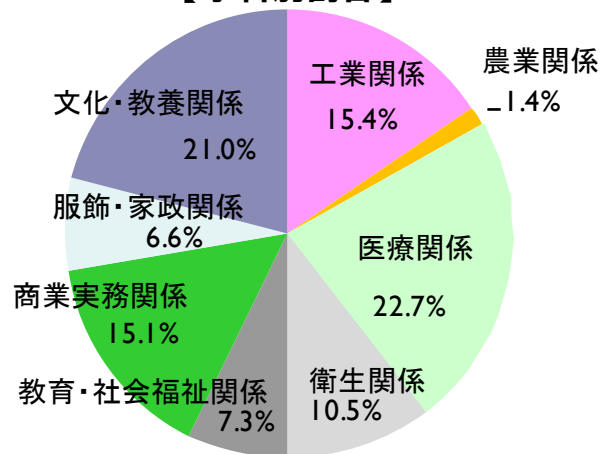
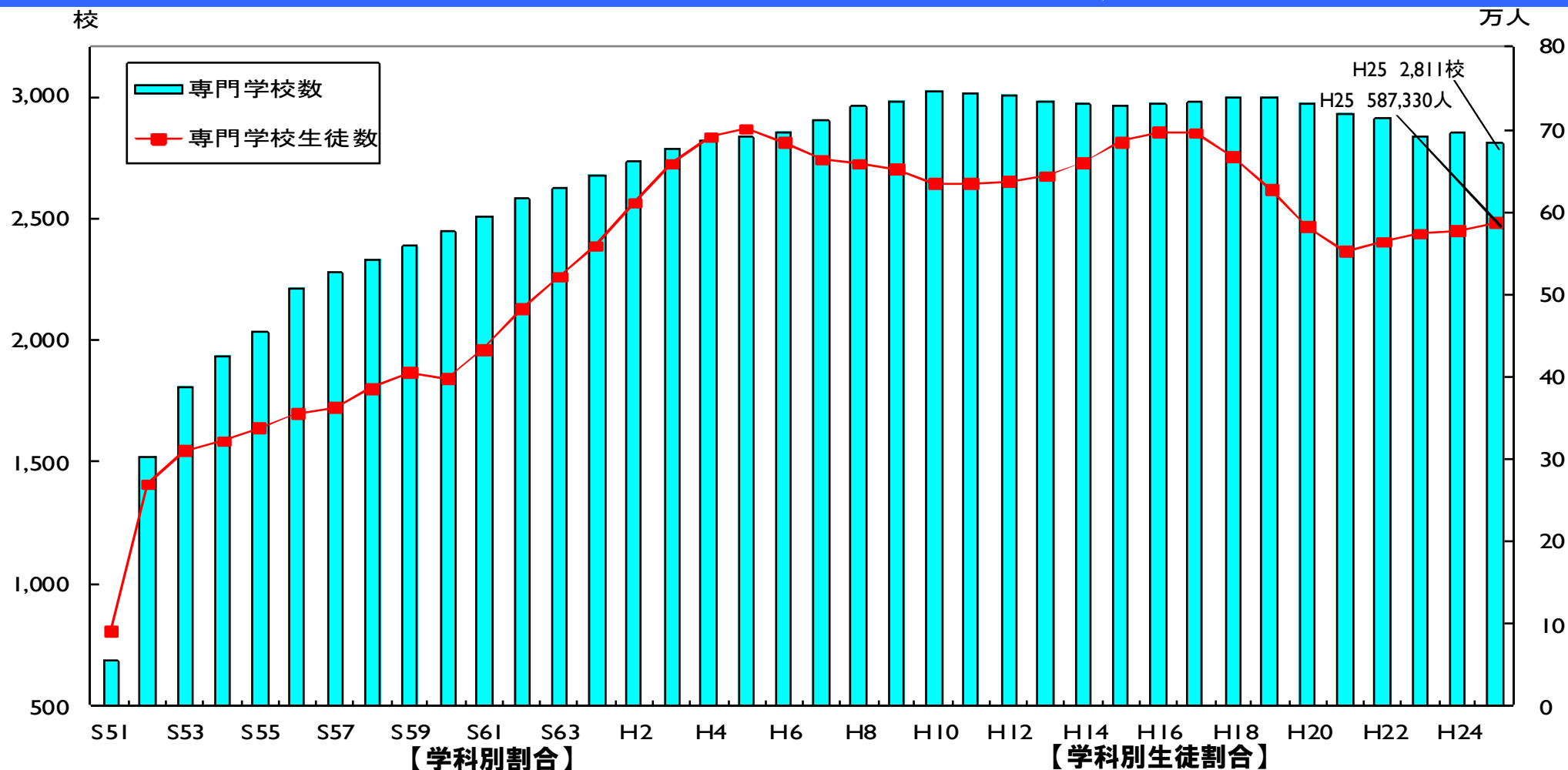
<生徒数>

区分	計	課程別		
		高等課程	専門課程	一般課程
平成 15 年度	786,091	52,901	685,350	47,840
20	657,502	38,731	582,864	35,907
21	624,875	37,548	552,711	34,616
22	637,897	38,349	564,640	34,908
23	645,834	38,865	574,152	32,817
24	650,501	39,698	578,119	32,684
25	660,078	39,359	587,330	33,389

<学校数>

区分	計	国立	公立	私立	高等課程を置く学校	専門課程を置く学校	単位制の学科を置く学校	通信制の学科を置く学校
平成 15 年度	3,439	90	208	3,141	622	2,962	...	...
20	3,401	11	206	3,184	503	2,968	...	...
21	3,348	11	204	3,133	494	2,927	...	...
22	3,311	10	203	3,098	488	2,904	...	...
23	3,266	10	200	3,056	459	2,837	...	...
24	3,249	10	199	3,040	452	2,847	...	...
25	3,216	10	196	3,010	443	2,811	761	8

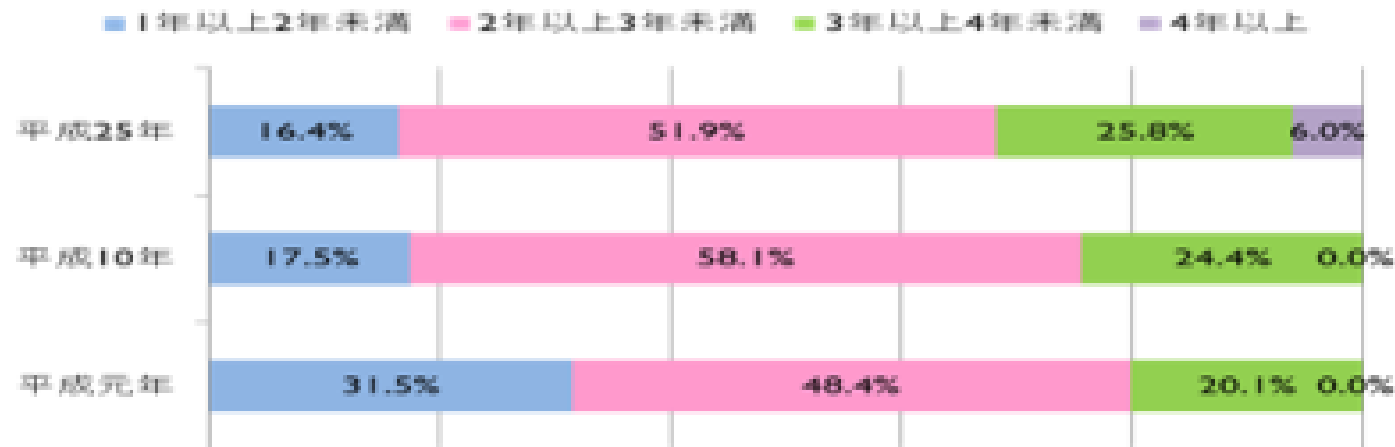
専門学校の学校数・生徒数の推移/学科別割合



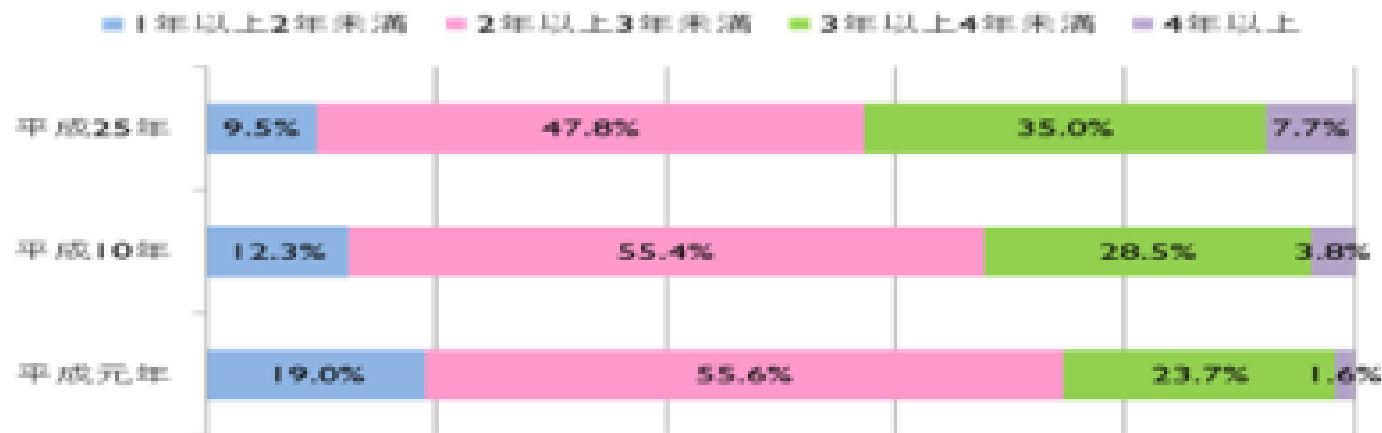
専修学校の修業年限別生徒数及び学科数

修 業 年 限	生 徒 数	学 科 数
1 年 以 上 2 年 未 満	62,860人 (9.5%)	1,458学科 (16.4%)
2 年 以 上 3 年 未 満	315,451人 (47.8%)	4,623学科 (51.9%)
3 年 以 上 4 年 未 満	231,258人 (35%)	2,301学科 (25.8%)
4 年 以 上	50,509人 (7.7%)	534学科 (6%)

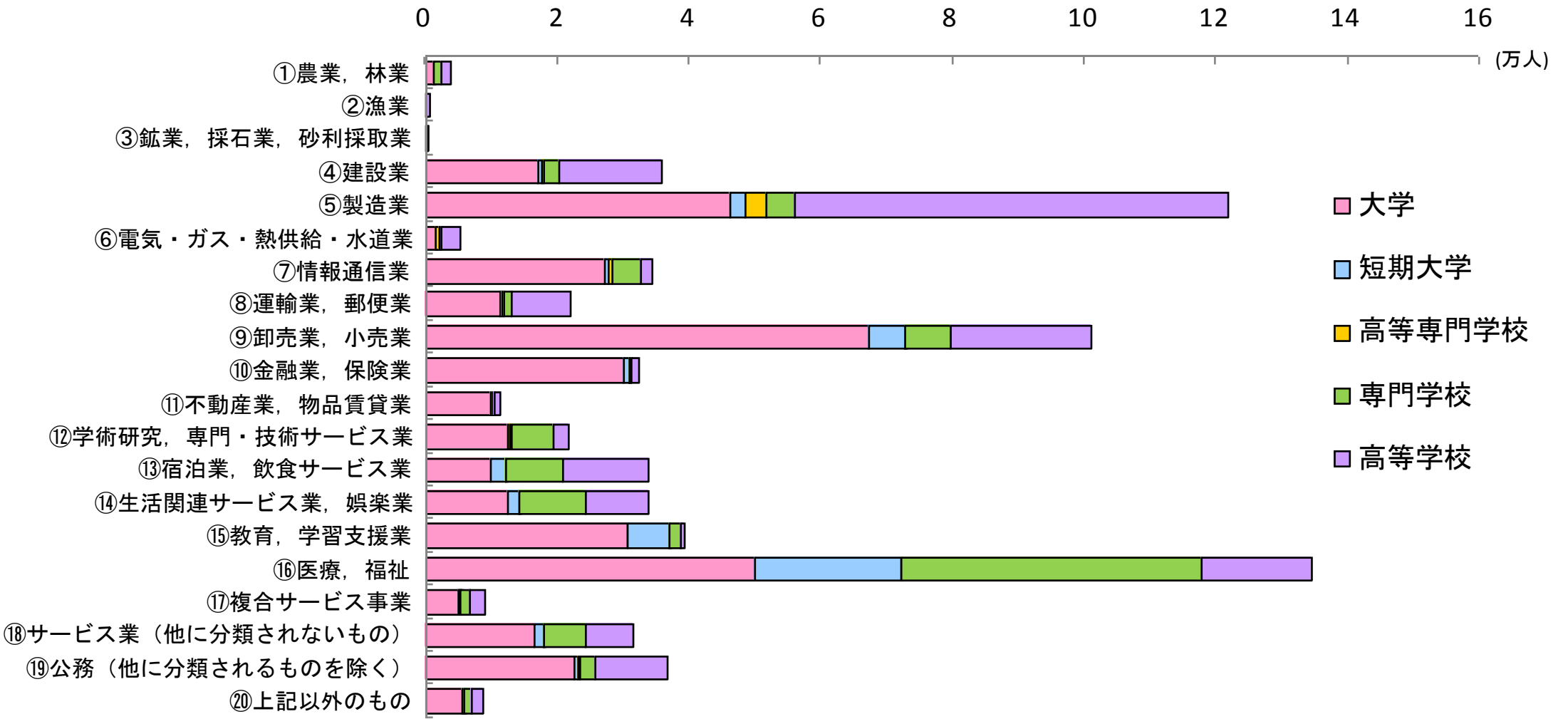
【専修学校における修業年限別学科数の割合の推移】



【専修学校における修業年限別生徒数の割合の推移】



大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校卒業者の産業別就職者数



【参考：各学校種ごとの産業別就職者数】

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	合計
大 学	1,109	85	98	17,033	46,212	1,492	27,157	11,138	67,152	30,082	9,787	12,330	9,953	12,329	30,622	50,063	4,800	16,352	22,556	5,607	375,957
短 期 大 学	97	6	6	435	2,319	90	494	492	5,474	757	374	405	2,168	1,688	6,228	22,191	478	1,436	553	162	45,853
高 等 専 門 学 校	2	1	8	528	3,162	422	689	288	60	4	23	256	10	12	11	11	49	144	153	21	5,854
専 門 学 校	1,011	10	13	2,170	4,158	409	4,271	1,082	6,926	189	217	6,335	8,593	10,284	1,880	45,438	1,246	6,382	2,540	1,128	104,282
高 等 学 校	1,572	437	225	15,728	65,921	2,732	1,744	8,835	21,436	1,369	981	2,247	12,913	9,388	497	16,734	2,239	7,079	10,860	1,719	184,656

注：平成25年3月卒業者のデータ

出典：平成25年度学校基本調査（専門学校：平成25年度文部科学省調査）

経緯

平成23年1月：中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年3月～7月(7月12日に報告書とりまとめ)：「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

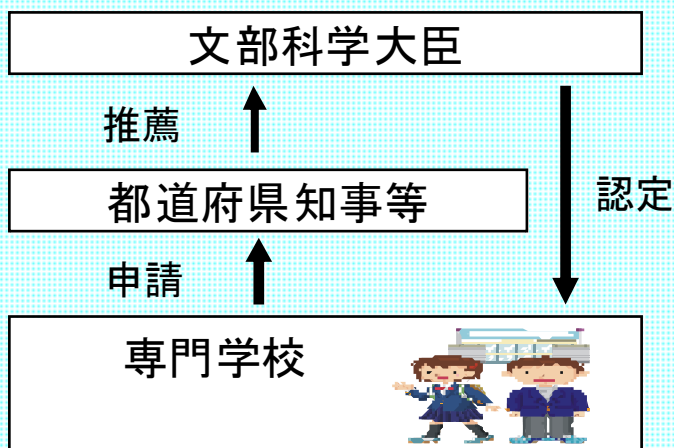
平成25年8月30日：

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日：

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート。(470校、1,365学科(平成26年8月29日現在))

認定要件等



【認定要件】

- 修業年限が**2年**以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的に実施**
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

6. 諸外国の職業教育

諸外国の職業教育

国	アメリカ合衆国	イギリス	ドイツ
機関	コミュニティ・カレッジ	大学/ 高等教育カレッジ	専門学校 職業アカデミー 専門大学
学校数	1,721校 (2009年度) 【州立1,000校、私立721校】	416校 (2010年度) 164校 (2010年)	1,477校 (2011年) 【州立963校、私立514校】
在学者数	7,521千人 (2009年度) ※約半数が職業教育を受けている	4,933千人 (2010年) 1,367.3千人 (2010年、学部生)	188,689人 (2011年) 不明 210校 (2011年) 【州立116校、私立94校】
教員数	729千人 (4年制大学の教員を含む) (2009年度)	45千人 (2010年) 118.1千人 (2010年)	10,855人 (2011年) 不明 27,591人 (2011年)
年限	2年以下	1～2年 通常、学士課程は3年 応用準学位・ディプロマは2年	1～3年 3年～ ・専門大学ディプロム: 4年以内 ・学士: 3～3.5年 ・修士: 1～2年
入学要件	高等学校卒業 (大学以外については、学歴を要件として求めない場合もある)	中等教育資格 中等教育資格	・農業、造形、技術、経済関連の専門学校 場合: 認定訓練職(約350職種)の中で志願する専攻に関連した職業訓練の修了+1年以上の相応の職業経験及び職業学校修了 ・社会教育及び社会福祉関連の専門学校の場合: 中等教育(実科学校)修了資格+志願する専攻に関連した職業訓練の修了 ・大学入学資格(アビトゥア) ・専門限定大学入学資格 ・専門大学入学資格 ・相応の企業との職業訓練契約 ・大学入学資格(アビトゥア) ・専門限定大学入学資格 ・専門大学入学資格
取得資格	・準学士 (associate degree) - 応用科学に関する準学士 (associate of applied science) - 職業学習に関する準学士 (associate of occupational studies) ・ディプロマ (diploma) ・サーティフィケート (certificate)	・応用準学位 (foundation degree) ・ディプロマ (diploma) ・サーティフィケート (certificate) * 資格は資格授与団体により授与される。近年、応用準学位の授与権が継続教育機関にも認められるようになった。 ・準学士 (ディプロマ、応用準学位等) ・学士	・州認定農場経営士 (Staatlich geprüfter Agrarbetriebswirt)、教育士 (Staatlich anerkannter Erzieher) 等の高度な職業上の称号 ・専門大学入学資格 (Abitur for Universities of Applied Sciences) ・職業アカデミーディプロム (Diplom (BA)) ・職業アカデミー学士 (Bachelor (BA)) ※いずれも学位ではなく「称号」。 ・専門大学ディプロム (Diplom (FA)) ・学士 (Bachelor) ・修士 (Master)
教育課程	・学位や資格に応じて多様な教育課程が提供されている。 【カリフォルニア・コミュニティカレッジシステム】の例 一準学士の取得要件は一般教育及び専門教育のそれぞれで最低18単位、合計で60単位 (セメスター制、2年間相当) を取得すること。 一修了証 (Certificate) の取得要件は18単位以上 (セメスター制、クォーター制の場合は27単位) を取得すること。	・コースの在り方は、機関や教員によりさまざま。ただし、例えば、実習 (practical training) はシラバスや資格授与団体の要件に基づく。(Eurybase UK 2009/10, p302) ・学士課程は専攻分野ごとに編成されている。又、複数の分野を同時に学ぶ課程もある。 ・専攻により一定期間の実務を含む学士課程 (サンドイッチコース) を置く大学もある。	・通常、職業経験のある者に更なる職責や指導力を身につけさせることを目的としており、修了すれば経営者として独立することも可能となる。 ・農業、造形、技術、経済、社会福祉といった分野で教育課程が設けられている。 ・1年、1.5年、2年の教育課程があり、社会福祉関連コースの場合、教育課程にさらに職業実習が接続されることがある。 ・学生が高等教育機関で学修を行う一方で企業と職業訓練契約を結び、当該企業で給与の支払いを受けながら職業訓練に参加するという形式の学修を提供する二元式学修課程を特徴とする。 ・学生は職業アカデミーでの学修と企業での職業訓練を3か月単位で交互に受け、職業アカデミーの場合は通常3年で「国家修了証としての学士」と相応の職業訓練の修了に至る。 ・「ムルライン・ウエストファーレン州高等教育自由法 (2006年10月31日制定) 第3条第2項」には、「専門大学は、科学的な知識や方法の応用、又は芸術的創作のための技能が求められる。国内外の職業活動に対する準備を、応用関連の教育や学修を通して行う。専門大学は、研究・開発の任務、芸術的創作の任務、知識移転の任務 (特に科学的な継続教育、科学技術の移転) を負う」と規定されている。 ・職業アカデミーと同様の二元式学修課程を設置している専門大学もあり、同課程では、通常3.5年で学士と相応の職業訓練の修了に至る。
教員資格	・州によって異なる。 【カリフォルニア・コミュニティカレッジシステム】の例 分野に応じて教員任用条件を決定。任用条件は次のように大別される。 ・上級の学位・資格に結びつく分野 (教養、専門職): 修士以上の学位取得 ・上記以外の分野 (主に非専門職): 学士取得及び2年以上の実務経験あるいは準学士取得及び6年以上の実務経験	・通常は、博士号取得。	教授: ・高等教育修了 ・教育的適性 ・学術的な活動等のための特別な能力 (通常は博士号取得によって証明) ・場合により、学術又は芸術における補足的な業績、科学的な知識や複数の職業実践での方法論を応用又は発展させる特別な業績 準教授: ・高等教育修了 ・教育的適性 ・学術的な活動等のための特別な能力 (通常は博士号取得によって証明) 教授又は教授相当の常勤講師: ・専門大学の資格要件と同じ ・関連する職業実践での相応の実績 非常勤講師: ・高等教育修了又はそれに相当する修了資格 ・任務に応じた相応の職能 教員: ・通常、職業教育学校の相応の教員資格 ・高等教育修了又はそれに相当する修了資格 ・複数の年の職業経験及び教育的適性 その他の専門人材: ・複数の年の職業経験及び教育的適性

表では、中等後教育段階において職業教育を提供する各国の代表的な機関を取り上げた。

国	フィンランド	韓国	オーストラリア	
機関	専門学校	専門学校	高等教育機関 (①大学、②自己認証型高等教育機関、 ③非自己認証型高等教育機関)	登録訓練機関(RTOs) (①公立登録訓練機関: College、TAFEs、専門教育機関 ②私立登録訓練機関: 各種カレッジ、学校、職業教育機関等 ③成人及びコミュニティを基盤とした登録訓練機関 ④企業内職業訓練機関)
学校数	25校 (2011) 【公立11校(自治体立4、自治体連合立7)、 私立14校】	140校 (2013年) 【国公立9校、私立131校】	40校 (2012年) 【公立37校、私立3校】	約4,740校 (2013年) TAFE 61校(2012年)
在学者数	134,450人 (2009年) (学士: 128,906人; 5,544人)	757,721人 (2013年)	学士: 836,894人 准士学位/上級ディプロマ/ディプロマ405,44人 (2012年)	1,943,200人(2012年)
教員数	5,962人(主任講師) (2011年)	13,015人 (2013年)	118,946人(2012年)	36,200人(2010年)
年限	・学士: 3.5～4年 ・修士: 1～1.5年	2～3年	・学士課程: 3年以上 ・准士学位課程: 2年 上級ディプロマ: 18か月～2年 ・ディプロマ課程: 1年	ディプロマ: 1～2年 上級ディプロマ: 18か月～2年 職業卒後サーティフィケート: 6か月～1年 職業卒後ディプロマ: 1年
入学要件	・大学入学資格試験法に基づく試験合格者 ・基礎職業資格等	高等学校卒業又はそれと同等以上の学力 を有している者	学士課程(ディプロマ、上級ディプロマ、准学士課程、学士課程): ・12年生修了資格及びAustralian Tertiary Admission Rank(ATAR)に おける順位(クイーンズランド州を除く) ・サーティフィケートIII、IV ・25歳以上の成人に対しては職業経験、入学試験結果等に基づく 学士優等学位: 関連する学部課程の成績	・10年生修了 ・12年生修了(ATARは課せられないが、12年生修了レベルの英語 と数学が課せられる) ・必要とされる資格の修了 ・職業経験 ・必要とされる能力及び関心
取得資格	・AMK学士(ammattikorkeakoulutkin to) ・AMK修士(ylempi ammattikorkeakoulututkinto)	・専門学士(associate degree) ・専攻深化課程(1～2年)を修了すれば 学士	・学士学位(bachelor degree)、学士優等学位(bachelor honours degree) ・准士学位、上級ディプロマ(associate degree, advanced diploma) ・ディプロマ(diploma)	・職業卒後ディプロマ(vocational graduate diploma) ・職業卒後サーティフィケート(vocational graduate certificate) ・上級ディプロマ(advanced diploma) ・ディプロマ(diploma)
教育課程	・専門大学法2条: 専門学校は高等教育制度 の一角をなすものであり、大学とともに高等 教育制度を構成する ・産業界の代表者などを委員に含んだ会議 チャを設置したり、インターンシップ時や企 業との共同研究時に、企業ニーズを把握し たカリキュラム編成を行っている ・設置認可は、使命・ビジョン、カリキュラ ム、教育活動、産学連携、他の高等教育機 関との協力、質保証、地域貢献等。教育活 動、産学連携は2倍加算。 学士課程は「基礎科目・専門科目」「選択 科目」「実習」「論文」から、修士課程は 「上級専門科目」「選択科目」「論文」から、カリ キュラムが構成される。	・高等教育法47条は「専門学校は社会の 各々の分野に関する専門的な知識及び理 論を教え、研究し、才能を錬磨させ、国家 社会の発展のために必要な専門職業人を 養成することを目的とする」としている。 ・地域の多くの企業と提携し、提携先企 業へ学生を派遣(インターンシップ)。カリ キュラムや教材開発の際も提携企業の協 力を受ける。 ・産学連携的な実用性の高い教育課程、 実験実習・現場実習、国家技術資格取得 と連携した専門教育、現場実務英語など がカリキュラムに組み込まれている。	学術プログラム及び特定の専門的職業や職業分野における実践と 結びついた学位レベルの資格取得を目的とした専門的職業プログラ ムの2種類の高等教育プログラムが提供されている。	産業界のニーズに合わせてISC(産業技能評議会)が開発したト レーニングパッケージを使用 トレーニングパッケージでカバーされない分野は、RTOsが開発し、 連邦・州・準州政府・豪州技能質保証機構(ASQA)が認証した教育 プログラム(Accredited Course)を使用
教員資格	主任講師 ・博士号 ・当該分野における3年以上の職務経験 ・教職課程の履修 講師 ・修士号 ・当該分野における3年以上の職務経験 ・教職課程の履修	教授: 研究歴4年+教育歴6年 副教授: 研究歴3年+教育歴4年 助教授: 研究歴2年+教育歴2年 等 ※いずれも大卒者の場合 (参考)取得学位別の教員数 博士8,307人(63.8%)、修士4,123人 (31.7%)、学士547人(4.2%)、その他38人 (0.3%)	共通の資格は存在せず、研究者としてのトレーニングを受けて研究 学位を取得して大学教員となっていくのが一般的であるが、近年 は、教授学習プロセスやカリキュラムに関する知識・技能を提供す る資格(HE Teaching Graduate Certificate)の取得を求める大学もあ る	教える分野に関する職業資格を持ち、かつ指導者としての資格であ るCertificate IV in Training and Education(TAE)を有すること

表では、中等後教育段階において職業教育を提供する各国の代表的な機関を取り上げた。

2. 中央教育審議会

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の
在り方について（答申）」

（平成23年1月31日）参考資料（抄）

※今後、時点更新を予定している。

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の各分野の具体例及び関連する資格例

※今後、時点更新を予定している。

◇大学

区 分			学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定的資格
			2,559,191				
理学			81,425	3.2			
	数 学	数学、応用数学、数理学、情報数理学	17,494	0.7			
	物 理	物理学、天文学、物性学、物理科学	13,429	0.5		気象予報士、環境計量士	
	化 学	化学、高分子学、基礎化学	13,079	0.5	臨床検査技師	危険物取扱者、毒物劇物取扱責任者	
	生 物	生物学、生化学、動物学、植物学	8,230	0.3	臨床検査技師		健康食品管理士
	地 学	地質学、地学、地球圏システム科学	3,819	0.1	測量士、測量士補	技術士補	
	そ の 他	理学、自然科学、海洋学、生命理学	25,374	1.0			
工学			400,633	15.7			
	機 械 工 学	機械工学、産業機械工学、ロボット工学	73,139	2.9	消防設備士	自動車整備士、造園施工管理技士	
	電 気 通 信 工 学	電気学、電気電子工学、情報工学	126,274	4.9	陸上・海上特殊無線技士、電気主任技術者		
	土 木 建 築 工 学	土木工学、建築学、都市工学、建設学	60,049	2.3	測量士、測量士補、消防設備士、発破技士		
	応 用 化 学	応用化学、物質工学、バイオ化学	37,078	1.4	水道技術管理者、発破技士	毒物劇物取扱責任者、技術士補	
	応 用 理 学	応用理学、応用物理学、計数工学	6,770	0.3	臨床工学技士		
	原 子 力 工 学	原子力工学、原子工学、システム量子工学	234	0.01	放射線取扱主任者	エックス線作業主任者	
	鉱 山 学	鉱山学、探鉱学、資源工学	—	0			
	金 属 工 学	冶金学、金属学、金属工学	368	0.01			
	繊 維 工 学	繊維工学、先進繊維工学課程	932	0.04			繊維製品品質管理士、衣料管理士
	船 舶 工 学	船舶工学、船舶海洋工学	602	0.02			
	航 空 工 学	航空学、航空宇宙工学	2,789	0.1	航空整備士	航空無線通信士	
	経 営 工 学	経営工学、管理工学、情報システム工	10,665	0.4			基本情報技術者、CGエンジニア検定
	工 芸 学	建築工芸学、クリエイティブデザイン学	2,128	0.1			カラーコーディネーター検定、色彩検定
	そ の 他	生物工学、システム工学、材料機能工学	79,605	3.1	食品衛生監視員、消防設備士	食品衛生管理者、安全管理者	
農学			75,816	3.0			
	農 学	農学、園芸学、緑地環境学	12,471	0.5		技術士補、造園施工管理技士、土木施工管理技士	ビオトープ計画管理士、ビオトープ施工管理士
	農 芸 化 学	醸造学、農芸化学	6,319	0.2		食品衛生責任者、飼料製造管理者	
	農 業 工 学	農業工学、農業機械学、農業システム工学	2,719	0.1			
	農 業 経 済 学	農業経済学、農村経済学	3,349	0.1			
	林 学	林学、森林学、森林総合科学	1,912	0.1	測量士、測量士補	造園施工管理技士、土木施工管理技士	樹木医補
	獣 医 学 畜 産 学	獣医学、畜産学、酪農学、動物学	10,775	0.4	獣医師、家畜人工授精師	毒物劇物取扱責任者、労働衛生コンサルタント	
	水 産 学	水産学、漁業学、増殖学、栽培漁業学	6,368	0.2	潜水士、小型船舶操縦士	食品衛生管理者	
	そ の 他	栄養学、生物生産学、応用生命科学	31,903	1.2		栄養士、管理栄養士、食品衛生管理者	健康運動実践指導者
保健			253,183	9.9			
	医 学	医学、医学類	49,146	1.9	医師		
	歯 学	歯学	15,789	0.6	歯科医師		
	薬 学	薬学、薬剤学、製薬科学、漢方薬学	61,747	2.4	薬剤師		
	看 護 学	看護学、衛生看護学、保健看護学	53,690	2.1	看護師		
	そ の 他	保健学、放射線学、理学療法学、作業療法学	72,811	2.8	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士	保健師	診療情報管理士、医療情報技師
人文科学			388,564	15.2			
	文 学	文学、国文学、外国語学、児童文学	145,476	5.7		司書、学芸員	
	史 学	史学、地理学、歴史学、文化財学	25,847	1.0		司書、学芸員	
	哲 学	哲学、宗学、心理学	44,097	1.7		司書、学芸員	臨床心理士
	そ の 他	人文学、文化学、図書館学、国際学	173,144	6.8		司書、学芸員	
社会科学			892,545	34.9			
	法 学 ・ 政 治 学	法学、公法学、政治学、行政学	168,424	6.6	司法試験、司法書士、行政書士		
	商 学 ・ 経 済 学	商学、経済学、経営学、会計学、金融学	492,492	19.2	公認会計士、税理士		
	社 会 学	社会学、社会福祉学、健康スポーツ福祉	152,548	6.0		社会福祉士、精神保健福祉士	健康運動実践指導者
	そ の 他	政治経済学、法経学、経済法学	79,081	3.1			

区 分			学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定的資格
商船			4	0.0			
	商 船 学	航海学、機関学、運送工学	4	0.0002			
家政			68,160	2.7			
	家 政 学	家政学、生活学、人間環境学	21,379	0.8		栄養士、管理栄養士	
	食 物 学	食物学、栄養学、食品学、栄養科学	33,856	1.3		栄養士、管理栄養士	フードスペシャリスト
	被 服 学	被服学、服装学、服飾学、生活デザイン学	6,716	0.3			衣料管理士、インテリアプランナー
	住 居 学	住居学、住居保健学、住環境学	1,269	0.05	建築士		インテリアプランナー
	児 童 学	児童学	4,747	0.2	幼稚園教諭、小学校教諭	保育士	
	そ の 他	ファッション・ハウジングデザイン学	193	0.01	建築士、宅地建物取引主任者	商品装飾展示技能士	パターンメイキング技術検定
教育			166,980	6.5			
	教 育 学	教育学、教育心理学、産業教育学	25,988	1.0	教員免許		
	小 学 校 課 程	小学校教員養成課程	10,237	0.4	教員免許		
	中 学 校 課 程	中学校教員養成課程	1,143	0.04	教員免許		
	程	中等教育教員養成課程	3,014	0.1	教員免許		
	養護学校課程	養護学校教員養成課程	82	0.003	教員免許		
	幼 稚 園 課 程	幼稚園教員養成課程	160	0.01	教員免許		
	体 育 学	体育学、健康学、健康教育学、武道学	31,097	1.2	教員免許		
	障害児教育課程	障害児教育教員養成課程	149	0.01	教員免許		
	程	特別支援教育教員養成課程	1,222	0.05	教員免許		
	そ の 他	幼児教育学、児童教育学、教養学科	93,888	3.7	教員免許		
芸術			72,797	2.8			
	美 術	絵画学、彫刻学、油絵学、美術工芸学	11,116	0.4			
	デ ザ イ ン	基礎デザイン学、産業美術学	16,482	0.6			
	音 楽	音楽、演奏学、声楽、器楽、作曲	18,535	0.7			音楽療法士(補)
	そ の 他	映画学、演劇学、写真学、舞台芸術学	26,664	1.0			照明技術者技能検定試験
その他			159,084	6.2			
	教 養 学	教養学、芸術学、生活学	2,614	0.1			
	総 合 科 学	総合科学	578	0.02			
	教養課程(文科)	教養課程	3,432	0.1			
	教養課程(理科)	教養課程	6,561	0.3			
	他	教養課程	302	0.01			
	人文・社会科学	人文社会科学、人間社会学、人文学	22,594	0.9		保育士、社会福祉士、精神保健福祉士	
	国際関係学(国際関係学部)	国際関係学、国際文化学、国際学	14,486	0.6			
	人間関係科学	人間基礎科学、人間健康科学、スポーツ科学	10,651	0.4			健康運動指導士、健康運動実践指導者
	そ の 他	不動産学、地球環境学、メディア学	97,866	3.8	宅地建物取引主任者		

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇短期大学

区 分			学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
			149,633				
工業			4,419	3.0			
	機械工学	機械、自動車工、精密機械工学	2,655	1.8		自動車整備士	機械設計技術者
	電子通信工学	電気、電子工学、通信、情報処理工学	1,093	0.7		電気主任技術者、電気通信主任技術者	基本情報技術者
	土木建築工学	土木、建築学、建設、環境建設	145	0.1	建築士		
	応用化学	応用化学、工業化学、化学工業	101	0.1		毒物劇物取扱責任者	
	その他	環境工学、システムデザイン工学	425	0.3	測量士、測量士補		CAD利用技術者
農業			1,419	0.9			
	農学	農業、園芸、造園、緑地環境学	1,075	0.7		造園技能士、園芸装飾技能士	樹木医補
	農芸化学	缶詰製造、醸造、食品化学	266	0.2	食品衛生監視員	食品衛生管理者	缶詰品質管理主任技術者
	農業工学	農業土木、農業機械、農業科学	—	0			
	獣医学畜産学	畜産、酪農	78	0.1	家畜人工授精師	食品衛生責任者	
保健			12,462	8.3			
	看護学	看護、厚生、衛生看護	6,418	4.3	看護師、助産師	保健師	
	その他	放射線、栄養、理学療法学、作業療法学、言語聴覚療法	6,044	4.0	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	栄養士	
人文			17,654	11.8			
	文学	文、国文、英文、言語文化学	11,211	7.5	中学校教諭、司書教諭		
	史学	国史、日本史学、日本文化史	238	0.2	中学校教諭、司書教諭		
	哲学	仏教、宗教、神学、心理学	238	0.2			宗門教師
	その他	図書館、文化学	5,967	4.0	社会教育主事	図書館司書、学芸員	
社会			17,834	11.9			
	法学政治学	法、法律	122	0.1	行政書士、司法書士、公認会計士		
	商学経済学	商業、経済、現代ビジネス	8,232	5.5			販売士、日商簿記検定、ファイナンシャルプランナー
	社会学	社会、社会福祉、情報コミュニティ学	6,185	4.1		社会福祉士、訪問介護員、精神保健福祉士	
	その他	観光、能率、キャリアデザイン	3,295	2.2		国内旅行業務取扱管理者	観光ビジネス実務士
教養			2,161	1.4			
	教養	教養、国際教養、文化教養	2,161	1.4			ビジネス実務士、情報処理士
家政			30,056	20.1			
	家政学	家政、生活科学、ライフデザイン	20,104	13.4	養護教諭	介護福祉士	インテリアプランナー
	食物学	食物、食物栄養、食生活	8,752	5.8	栄養教諭	栄養士	
	被服学	被服、服飾、ファッションデザイン学	1,200	0.8	中学校教諭		インテリアコーディネーター、衣料管理士
教育			45,475	30.4			
	初等教育	初等教育、児童教育	4,967	3.3	幼稚園教諭、小学校教諭	保育士	
	幼稚園教育	保育、幼児教育、児童福祉学	37,445	25.0	幼稚園教諭	保育士	
	体育	体育、保健体育、健康・スポーツ学	1,028	0.7	中学校教諭		健康運動実践者、公認スポーツ指導員
	その他	子ども	2,035	1.4	保育士、幼稚園教諭、小学校教諭		
芸術			6,121	4.1			
	美術	美術、造形美術、芸術	2,686	1.8	中学校教諭		カラーコーディネーター
	デザイン	デザイン美術、産業デザイン学	788	0.5	中学校教諭		衣料管理士、商業施設士
	音楽	音楽、音楽教育、音楽情報	1,803	1.2	中学校教諭		音楽療法士
	その他	美容芸術、美容ファッションビジネス学	844	0.6	美容師		美容福祉師
その他			12,032	8.0			
	秘書	秘書、情報ビジネス	1,512	1.0			秘書士、ビジネス実務士、情報処理士
	その他	人間文化学、国際ビジネス学、健康文化	10,520	7.0	中学校教諭		情報処理士、医療管理秘書士

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇高等専門学校

区 分	学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定的資格
	55,827				
社会	622	1.1			全経簿記、日商簿記、 初級システムアドミニストレータ
工業	53,923	96.6	電気工事士、陸上無線技術士、 ボイラー技士	電気主任技術者、危険物取扱者	
商船	1,127	2.0	海上特殊無線技士、海技士、 小型船舶操縦士免許		
芸術	155	0.3			基本情報技術者、初級システムアド ミニストレータ、CGエンジニア検定

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇専門学校

区 分			学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
			564,640				
工業関係			75,570	13.4			
	測 量	測量、地図製図	457	0.1	測量士、測量士補		
	土 木 ・ 建 築	土木、建築設計、都市建設工学	8,240	1.5	建築士	土木施工管理技士、建築設備士	
	電 気 ・ 電 子	電子工学、電気工事、電子研究	2,547	0.5	電気工事士	電気主任技術者	
	無 線 ・ 通 信	電気通信、放送、テレビ工学	601	0.1	陸上特殊無線技士		
	自 動 車 整 備	自動車整備	17,775	3.1		自動車整備士	
	機 械	機械、機械工学、機械設計	759	0.1		機械製図CAD作業技能士、危険物取扱者	
	電 子 計 算 機	電子計算機、コンピュータ、電算	3,497	0.6			簿記検定、ワープロ検定
	情 報 処 理	情報処理技術、情報ビジネス、情報工学	26,143	4.6		情報処理技術者	
	そ の 他	製図、造船、金属、航空工学	15,551	2.8	航空整備士、航空運航整備士		
農業関係			4,390	0.8			
	農 業	農業	2,537	0.4	家畜人工授精師	農業機械士	
	園 芸	園芸、ガーデニング、造園	867	0.2		造園技能士、造園施工管理技士	
	そ の 他	食肉技術、きのこ栽培、生物工学	986	0.2			食肉販売技術管理技士、バイオ技術認定試験
医療関係			194,439	34.4			
	看 護	看護、高等看護	90,397	16.0	看護師		
	准 看 護	准看護	634	0.1	准看護師		
	歯 科 衛 生	歯科衛生	13,234	2.3	歯科衛生士		
	歯 科 技 工	歯科技工	2,879	0.5	歯科技工士		
	臨 床 検 査	臨床検査	3,932	0.7	臨床検査技師		
	診 療 放 射 線	診療放射線、放射線、レントゲン	2,481	0.4	診療放射線技師		
	はり・きゅう・あんま	はり、きゅう、鍼灸マッサージ	12,515	2.2	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師		
	柔 道 整 復	柔道整復、柔整	16,155	2.9	柔道整復師		
	理学・作業療法	理学療法、作業療法、リハビリテーション	35,473	6.3	理学療法士、作業療法士		
	そ の 他	医学技術、視能訓練、保健師、助産師	16,739	3.0	言語聴覚士、視能訓練士、助産師	保健師	
衛生関係			70,048	12.4			
	栄 養	栄養、栄養調理	5,500	1.0	栄養教諭	栄養士、管理栄養士	
	調 理	調理、調理師	14,289	2.5		調理師	食品技術管理専門士、介護食士
	理 容	理容	1,316	0.2	理容師		
	美 容	美容	34,947	6.2	美容師		認定エステティシャン
	製 菓 ・ 製 パン	製菓、製菓衛生師	8,633	1.5		製菓衛生師、菓子製造技能士	
	そ の 他	薬学、エステ、ネイルアート	5,363	0.9		登録販売者	認定エステティシャン、ネイルスペシャリスト
教育・社会福祉関係			38,101	6.7			
	保 育 士 養 成	保育、保育士	9,343	1.7		保育士	
	教 員 養 成	幼児教育、幼稚園教諭、養護教育	4,248	0.8	幼稚園教諭		
	介 護 福 祉	介護福祉	16,217	2.9		介護福祉士	
	社 会 福 祉	社会福祉	4,658	0.8		社会福祉士、精神保健福祉士、訪問介護員	
	そ の 他	ボランティア	3,635	0.6			TOEIC、TOEFL

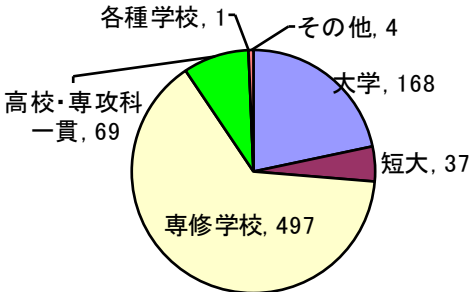
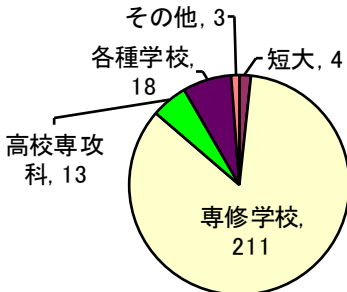
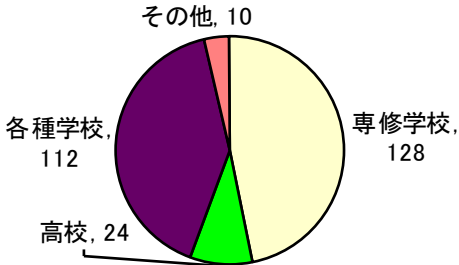
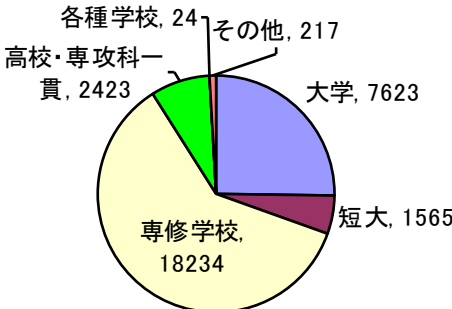
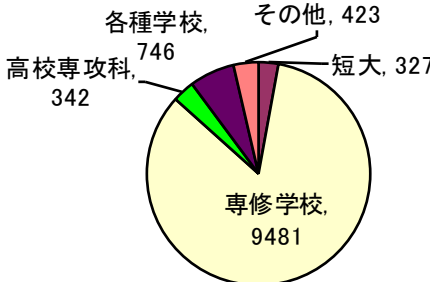
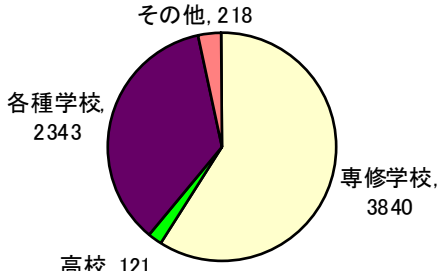
区 分			学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
商業実務関係			58,248	10.3			
商業実務関係	商 業	商業、経済商業、商業実務	3,072	0.5			計算実務能力検定
	経 理 ・ 簿 記	経理、経理会計、商業簿記	12,372	2.2	公認会計士、税理士		簿記能力検定
	秘 書	秘書、秘書養成、英語秘書	1,687	0.3			秘書技能検定
	経 営	経営学、観光経営、経営技術	2,391	0.4	通関士	中小企業診断士	経営学検定、日商販売士検定
	旅 行	観光、ホテル、フライトアテンダント	11,144	2.0		旅行業務取扱管理者、レストランサービス技能検定	
	情 報	ITビジネス、情報ビジネス	6,218	1.1			MCP(マイクロソフト認定技術者)、初級システムアドミニストレータ
	ビ ジ ネ ス	医療事務、福祉ビジネス	11,766	2.1			ビジネス能力検定、医療事務検定、医療秘書技能検定
その他の			9,598	1.7			速記技能検定
服飾・家政関係			17,420	3.1			
服飾・家政関係	家 政	家政	875	0.2		訪問介護員	和裁・洋裁技術検定
	家 庭	家庭、生活技術、家庭経営	12	0.002			
	和 洋 裁	和裁、洋裁、服飾、デザイン	13,654	2.4		和裁技能士	和裁技術検定、洋裁技術検定
	料 理	料理、調理、家庭料理	355	0.1		調理師	家庭料理技能検定
	編 物 ・ 手 芸	編物、手芸、帽子、刺しゅう	328	0.1			編物技能検定
	ファッションビジネス	アパレルビジネス、ファッションビジネス	2,011	0.4			ファッションビジネス能力検定、ファッション販売能力検定
	そ の 他	お花、お茶、製図、色彩	185	0.03		フラワー装飾技能士	フラワーデザイナー検定、CAD利用技術者
文化・教養関係			106,424	18.8			
文化・教養関係	音 楽	音楽、ピアノ、バレエ、音響芸術	13,539	2.4		舞台機構調整技能士	音響技術者能力検定
	美 術	造形美術、建築、リビングアート	2,137	0.4			インテリアコーディネーター、インテリアプランナー
	デ ザ イ ン	デザイン、グラフィックデザイン、環境デザイン	22,399	4.0			インテリアデザイナー、ショップデザイナー、色彩士検定
	茶 華 道	茶道、華道	75	0.01			表千家・裏千家許状、いけばな嵯峨御流資格
	外 国 語	英語、実務英語、英会話	5,268	0.9			TOEIC、TOEFL、実用英語技能検定
	演 劇 ・ 映 画	演劇、映画、放送芸術	6,548	1.2			映像音響処理技術者
	写 真	写真、写真芸術	1,014	0.2		写真技能士	
	通 訳 ・ ガ イ ド	国際ガイド、フライトアテンダント、秘書	2,645	0.5	通訳案内士		通訳技能検定
	受 験 ・ 補 習	—	—	0	—	—	—
	動 物	動物看護、トリマー	10,668	1.9			動物看護士、愛玩動物飼養管理士、トリマー
	法 律 行 政	公務員、法律行政	13,386	2.4	司法試験、国家公務員、地方公務員		
	ス ポ ー ツ	スポーツ、アスレチックトレーナー	7,721	1.4			健康運動実践指導者、アスレチックトレーナー
	そ の 他	ファッション、造園、人形、外国文化	21,024	3.7		園芸装飾技能士	

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

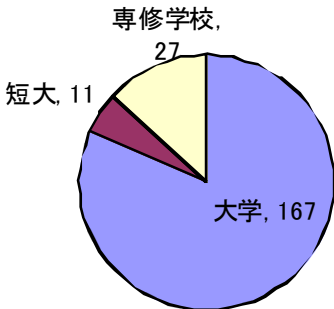
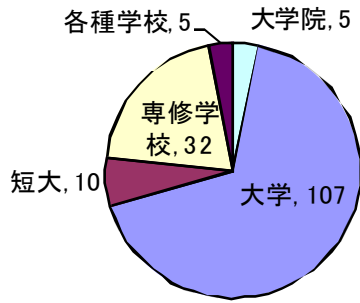
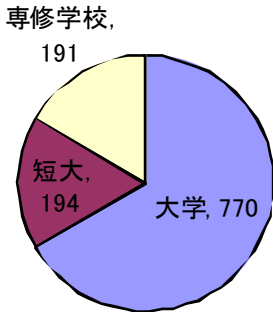
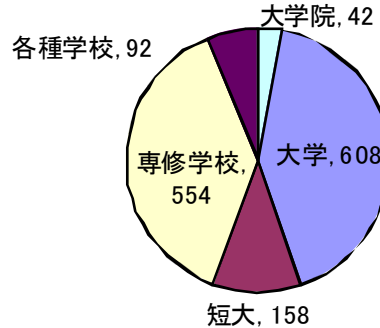
主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等

※今後、時点更新を予定している。

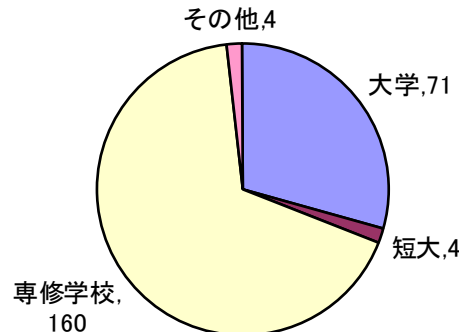
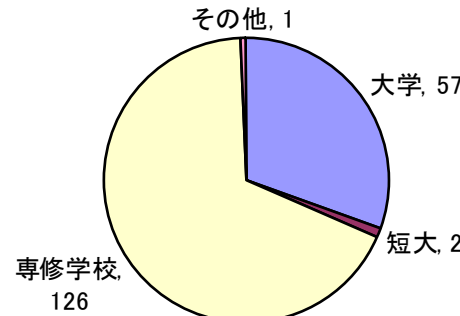
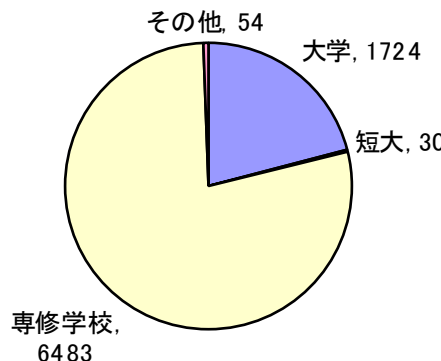
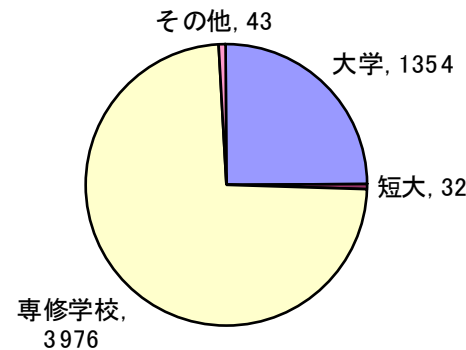
1) 看護系①

	看護師	准看護師	
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者 ○厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者 ○免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であって、上記の学校又は養成所において2年以上修業した者	○文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者 ○都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 ○看護師国家試験の受験資格を有する者	
養成施設の種類	(3年課程)*高校・専攻科一貫教育校(5年課程)含む 大学 短大 専修学校 高校・専攻科一貫教育校 各種学校 その他の養成施設	(2年課程) 短大 専修学校 高校専攻科 各種学校 その他の養成施設	専修学校 高校 各種学校 その他の養成施設
養成施設数	3年課程の養成施設合計: 776施設 	2年課程の養成施設合計: 249施設 	2年課程の養成施設合計: 274施設 
養成施設ごとの就業者数等	平成20年度に3年課程を卒業・就業した看護師総数: 30,086人 	平成20年度に2年課程を卒業・就業した看護師総数: 11,319人 	平成20年度に卒業・就業した准看護師総数: 6,522人 

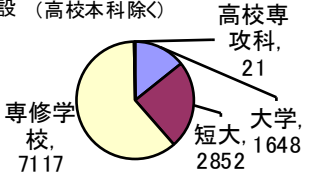
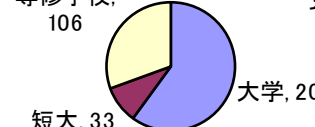
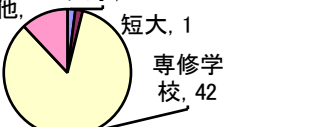
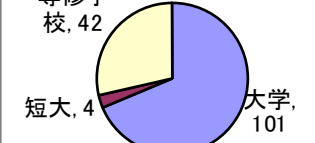
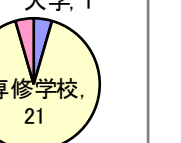
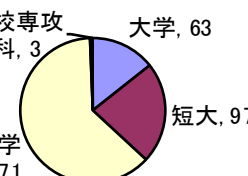
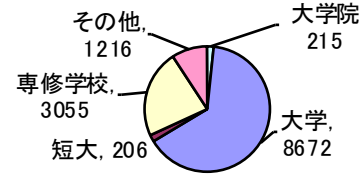
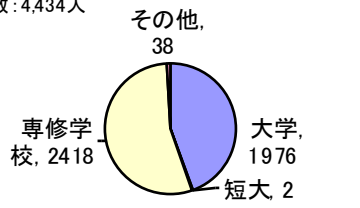
1)看護系②

	保健師	助産師
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者 ○厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者 ※保健師免許を受けるには、保健師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。	○文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者 ○厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者 ※助産師免許を受けるには、助産師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。
養成施設の種類の	大学 短大 専修学校	大学院 大学 短大 専修学校 各種学校
養成施設数	合計:205施設 	合計:159施設 
養成施設ごとの就業者数等	平成20年度に卒業・就業した保健師総数:1,155人 	平成20年度に卒業・就業した助産師総数:1,454人 

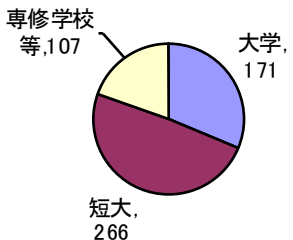
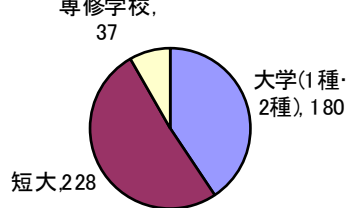
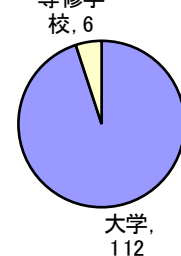
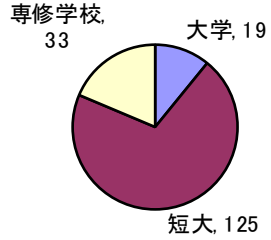
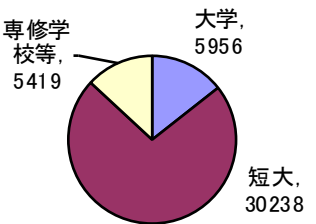
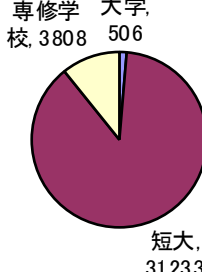
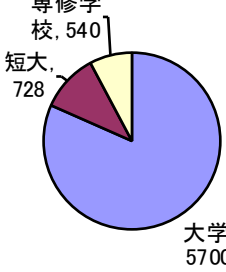
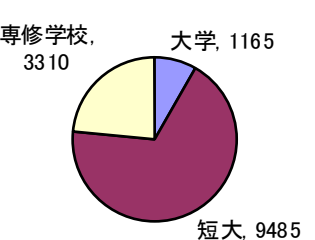
2)リハビリ医療系

	理学療法士	作業療法士																				
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○作業療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○理学療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの																				
養成施設の種類	大学 短大 専修学校 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 その他の養成施設																				
養成施設数	合計:239施設  <table><tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr><tr><td>大学</td><td>71</td></tr><tr><td>短大</td><td>4</td></tr><tr><td>専修学校</td><td>160</td></tr><tr><td>その他</td><td>4</td></tr></table>	施設の種類	数	大学	71	短大	4	専修学校	160	その他	4	合計:186施設  <table><tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr><tr><td>大学</td><td>57</td></tr><tr><td>短大</td><td>2</td></tr><tr><td>専修学校</td><td>126</td></tr><tr><td>その他</td><td>1</td></tr></table>	施設の種類	数	大学	57	短大	2	専修学校	126	その他	1
施設の種類	数																					
大学	71																					
短大	4																					
専修学校	160																					
その他	4																					
施設の種類	数																					
大学	57																					
短大	2																					
専修学校	126																					
その他	1																					
養成施設ごとの資格取得者数	平成20年の合格者総数:8,291人  <table><tr><th>施設の種類</th><th>人数</th></tr><tr><td>大学</td><td>1,724</td></tr><tr><td>短大</td><td>30</td></tr><tr><td>専修学校</td><td>6,483</td></tr><tr><td>その他</td><td>54</td></tr></table>	施設の種類	人数	大学	1,724	短大	30	専修学校	6,483	その他	54	平成20年の合格者総数:5,405人  <table><tr><th>施設の種類</th><th>人数</th></tr><tr><td>大学</td><td>1,354</td></tr><tr><td>短大</td><td>32</td></tr><tr><td>専修学校</td><td>3,976</td></tr><tr><td>その他</td><td>43</td></tr></table>	施設の種類	人数	大学	1,354	短大	32	専修学校	3,976	その他	43
施設の種類	人数																					
大学	1,724																					
短大	30																					
専修学校	6,483																					
その他	54																					
施設の種類	人数																					
大学	1,354																					
短大	32																					
専修学校	3,976																					
その他	43																					

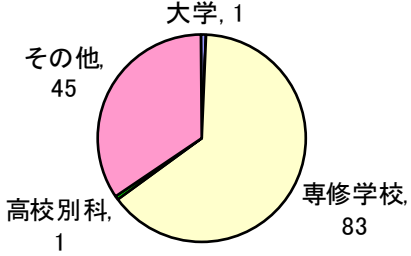
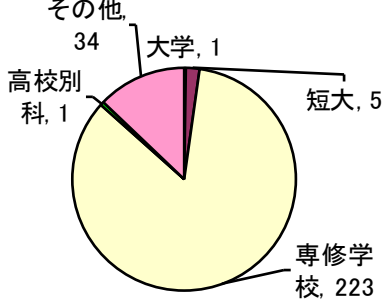
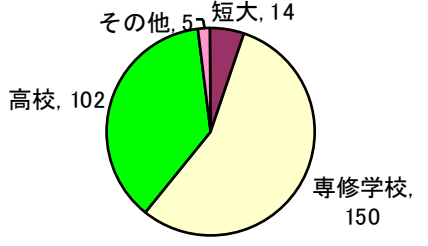
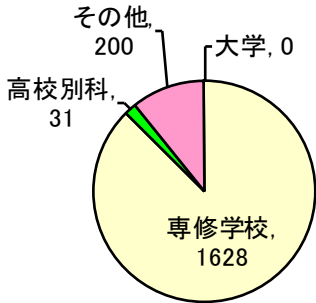
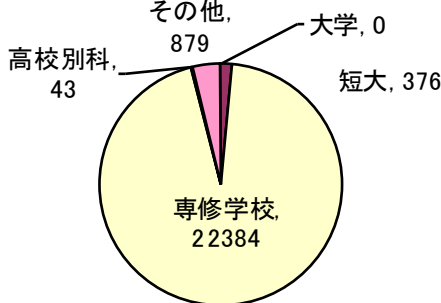
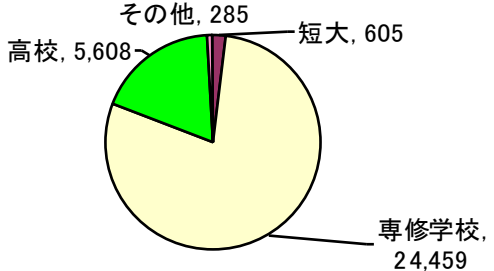
3)福祉系

	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士
資格の取得要件	○大学の入学資格を有する者であつて、介護福祉士養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者であつて、介護福祉士養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○大学の入学資格を有する者であつて、保育士養成施設又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○三年以上介護等の業務に従事し、介護福祉士試験に合格した者 ○高等学校等において厚労省令に定める所定の科目及び単位数を修めて卒業し、介護福祉士試験に合格した者 ※平成24年4月からは、全ての者について介護福祉士試験の合格が必要となる。	(社会福祉士国家試験受験資格の取得要件) 【指定科目の履修】○大学(短期大学を除く。以下同じ。)において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの 【短期養成施設】○大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であつて、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所の査察指導員、知的障害者福祉司並びに社会福祉主事であつた期間が四年以上ある者 【一般養成施設】○大学を卒業した者等であつて、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者	(精神保健福祉士国家試験受験資格の取得要件) 【指定科目の履修】○大学(短期大学を除く。以下同じ。)において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの 【短期養成施設】○大学において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○社会福祉士であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 【長期養成施設】○大学を卒業した者等であつて、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
養成施設の種類	大学 短大 専修学校 高校専攻科 高校本科	大学 短大 専修学校 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 その他の養成施設
養成施設数	合計:434施設 (高校本科除く) 	指定科目を置く大学等:348校  一般養成施設:50施設  短期養成施設:2専門学校	指定科目を置く大学等:147校  一般養成施設:37施設  短期養成施設:23施設 
養成施設ごとの資格取得者数等	平成20年度の入学者総数:11,638人 (高校本科除く)  平成20年度 介護福祉士試験に おける福祉系高校(専 攻科含む)からの合 格者数:4,778人	平成20年の合格者総数:13,436人 (行政職72人を含む) 	平成20年度の合格者総数:4,434人 

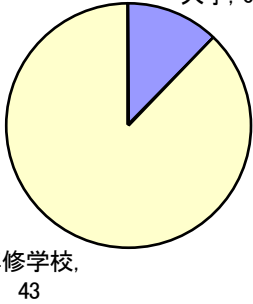
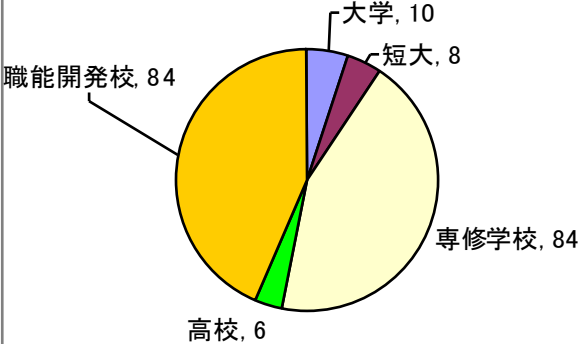
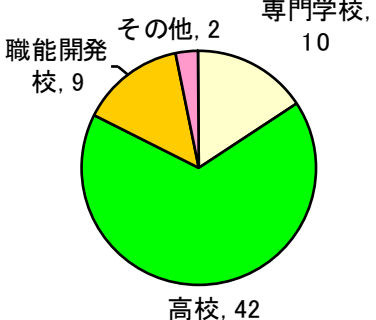
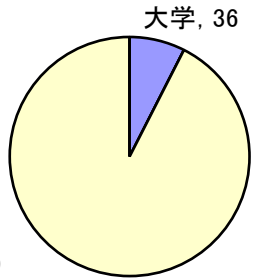
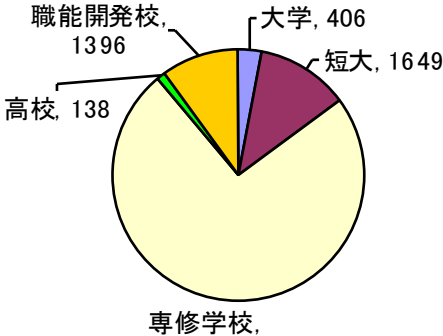
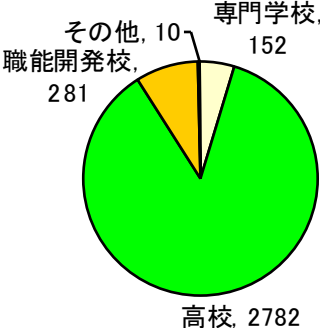
4)教育系、家政系

	保育士	幼稚園教諭 二種	管理栄養士	栄養士
資格の取得要件	○厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者 ○保育士試験に合格した者 (保育士試験の受験資格は、原則として次のいずれかに該当すること。①短大卒業又は同等以上、②高校卒業後に児童福祉施設での実務経験2年以上、③中学卒業後に児童福祉施設での実務経験5年以上) (なお、幼稚園教諭免許保持者については筆記試験2科目と実技試験が免除)	○短期大学士の学位を有し、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者 ○指定教員養成機関を卒業し、又は短期大学士と同等以上の資格を有すると文部科学大臣が認めた場合であって、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者 ○3年以上の実務経験等の条件を満たした保育士で、幼稚園教諭資格認定試験に合格した者	(管理栄養士国家試験受験資格の取得要件) 栄養士であって以下のいずれかに該当するもの ○修業年限が四年である養成施設であつて、学校(専修学校及び各種学校を含む)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が指定した管理栄養士養成施設を卒業した者 ○修業年限が二年、三年又は四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年、二年又は一年以上(在学+実務が五年以上)栄養の指導に従事した者	○厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者
養成施設の種類	大学 短大 専修学校 その他養成施設	大学 短大 専修学校	大学 専修学校	大学 短大 専修学校
養成施設数	合計:544施設  大学, 171 短大, 266 専修学校等, 107	合計: 445施設  大学(1種・2種), 180 短大, 228 専修学校, 37	合計:118施設  大学, 112 専修学校, 6	合計:177施設  大学, 19 短大, 125 専修学校, 33
養成施設ごとの資格取得者数等	平成19年度の資格取得者総数:41,613人  短大, 30238 大学, 5956 専修学校等, 5419 (参考)平成19年度の保育士試験合格者数:7,750人	平成19年3月卒の資格取得者総数:35,547人  短大, 31233 大学, 506 専修学校, 3808	平成20年の資格取得者総数:6,968人  大学, 5700 短大, 728 専修学校, 540	平成20年度の入学定員:13,960人  短大, 9485 大学, 1165 専修学校, 3310

5) 理美容・調理

	理容師	美容師	調理師
資格の取得要件	(理容師国家試験受験資格の取得要件) ○高校を卒業した者等であつて、理容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの	(美容師国家試験受験資格の取得要件) ○高校を卒業した者等であつて、美容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの	○厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの ○中学校を卒業した者等であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの
養成施設の種類	大学 専修学校 高校別科 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 高校別科 その他の養成施設	短大 専修学校 高校 その他養成施設
養成施設数	合計:130施設 	合計:264施設 	合計:271施設 
養成施設ごとの資格取得者数等	平成20年の資格取得者総数:1,859人 	平成20年の資格取得者総数:23,682人 	平成20年の入学定員:30,957人 

6)工業系

	自動車整備士(1級)	自動車整備士(2級)	自動車整備士(3級)
技能検定の受験資格の取得要件	○2級の技能検定に合格した者であつて、1種養成施設の1級の課程を修了したもの 等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	○1種養成施設の2級の課程を修了した者 ○自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の2級の課程を修めて卒業した者 等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	○1種養成施設の3級の課程を修了した者等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)
養成施設の種類	大学 専修学校	大学 専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設	専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設
養成施設数	合計: 49施設(1種養成施設)  大学, 6 専修学校, 43	合計: 193施設(1種養成施設及び国土交通大臣が定める学科を有する大学等)  大学, 10 短大, 8 専修学校, 84 高校, 6 職能開発校, 84	合計: 63施設(1種養成施設)  その他, 2 専門学校, 10 高校, 42 職能開発校, 9
養成施設ごとの受験資格取得者数	平成19年度の受験資格取得者総数: 475人  大学, 36 専修学校, 439	平成19年度の受験資格取得者総数: 13,798人  大学, 406 短大, 1649 専修学校, 1396 高校, 138 職能開発校, 1396	平成19年度の受験資格取得者総数: 3,225人  その他, 10 専門学校, 152 高校, 2782 職能開発校, 281

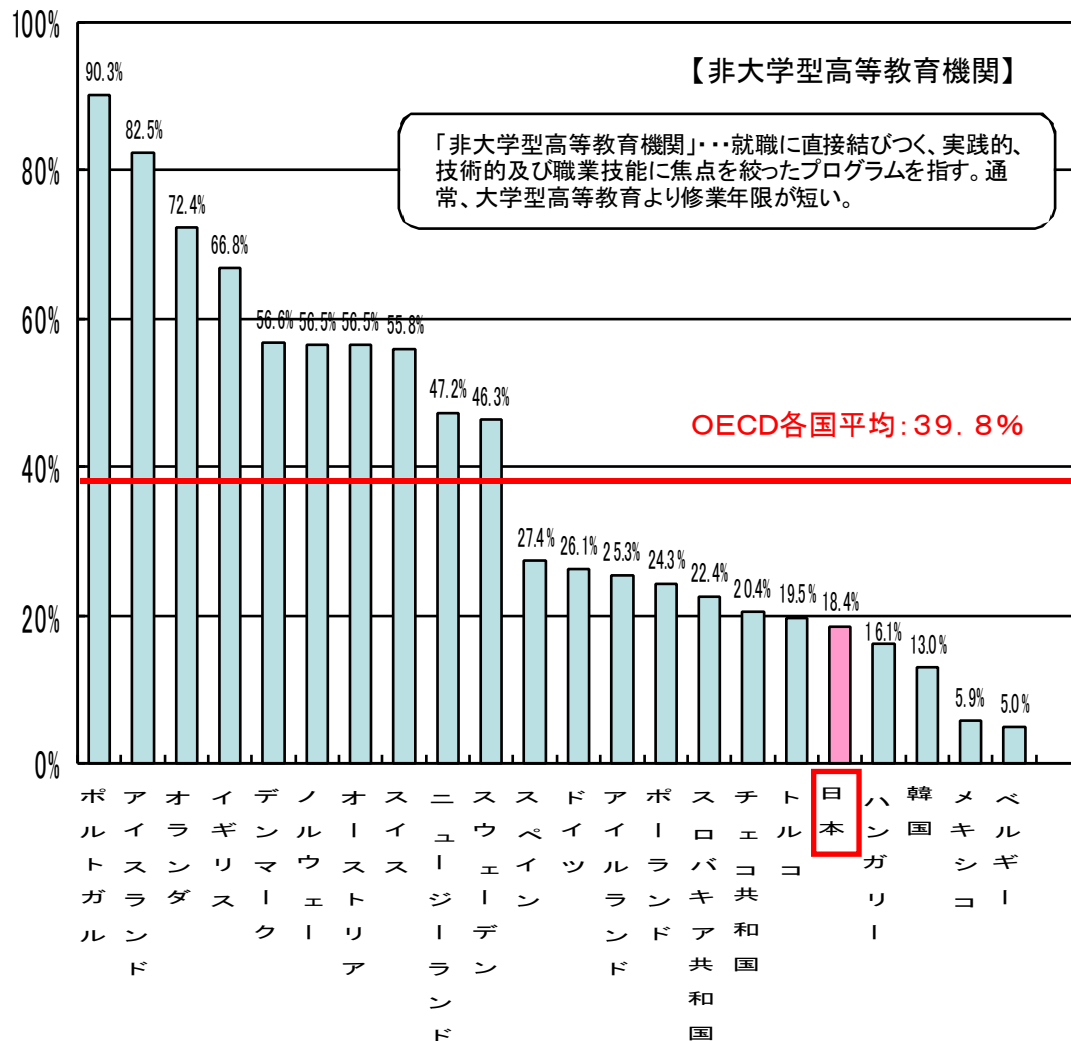
3. その他関係資料

高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合（国際比較）

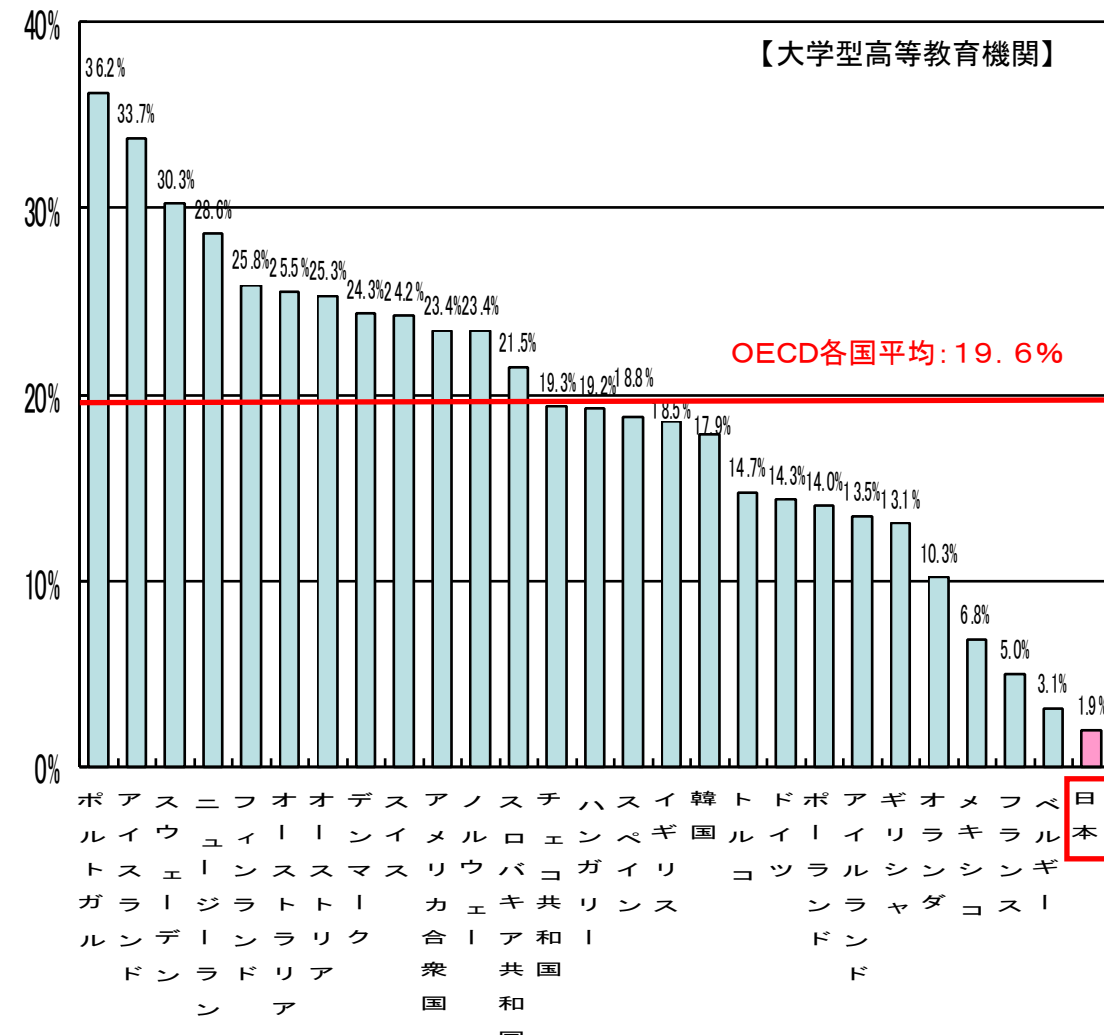
就業を目的とする高等教育機関への入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約4割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は約18.4%と低い。

大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は1.9%と低い。

25歳以上の入学者の割合の国際比較（2011年）



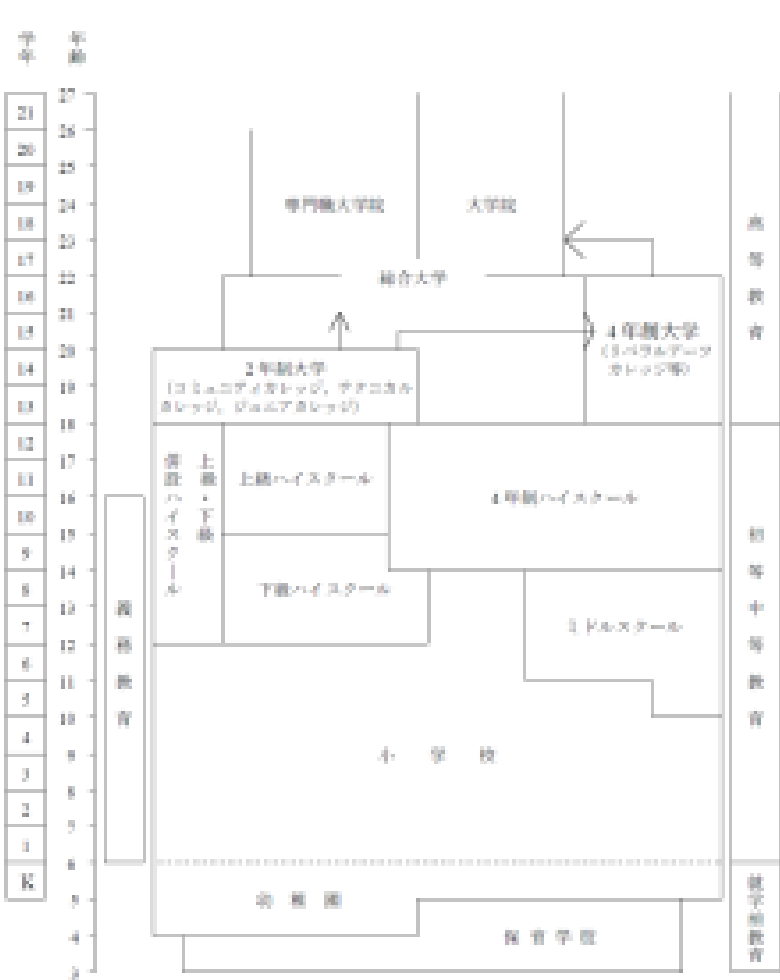
出典: OECD教育データベース(2011年)。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(短期大学及び専修学校(専門課程))



出典: OECD教育データベース(2011年)。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数

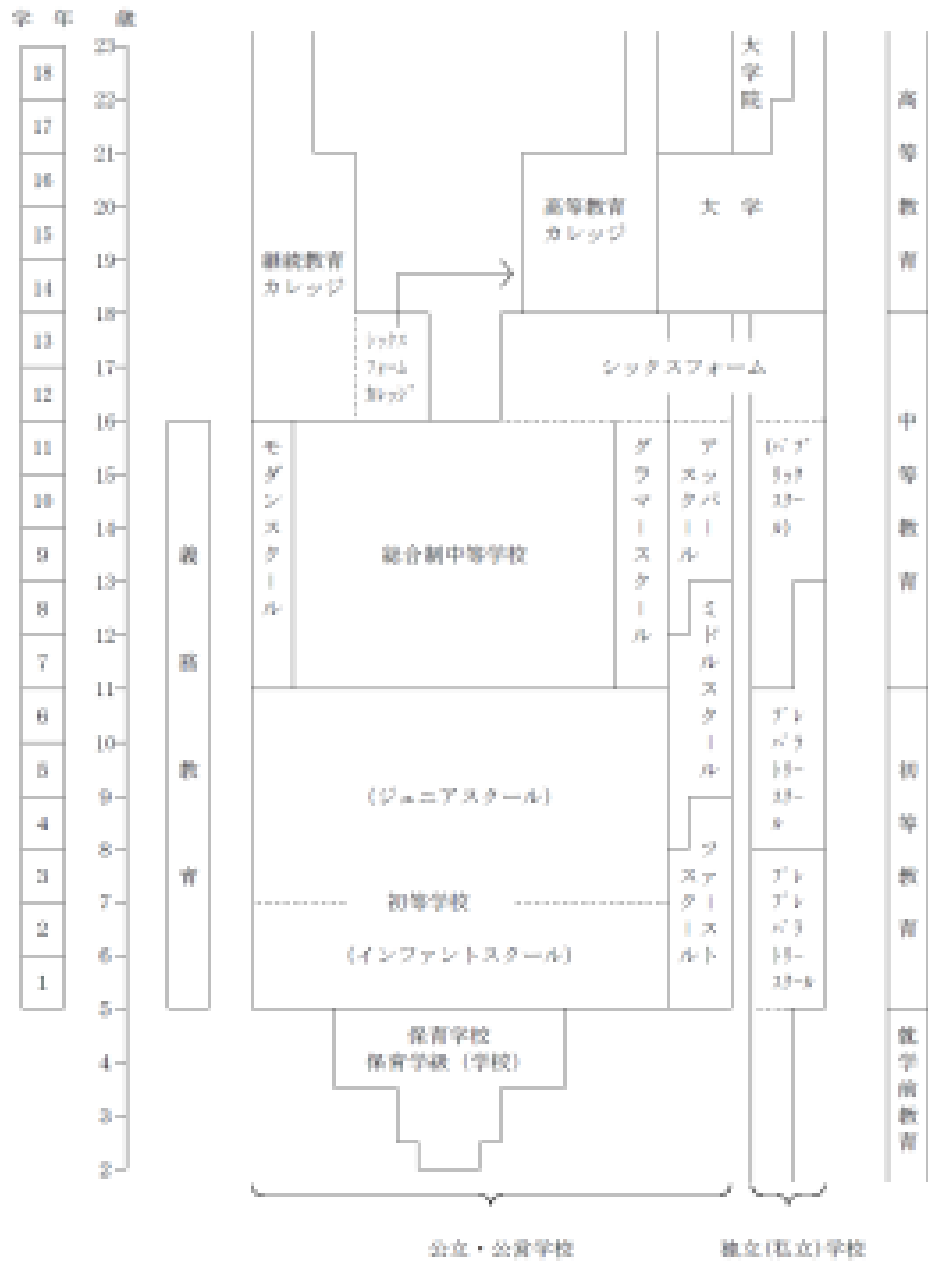
諸外国の学校系統図①

アメリカ合衆国の学校系統図



(義務教育年限は州によって異なる。また、学校制度も利あるいし学区によって異なるため、図では、代表的な制度として、3-2-4制、6-3 (2) -3 (4) 制、8-4制、9-9制を示した)

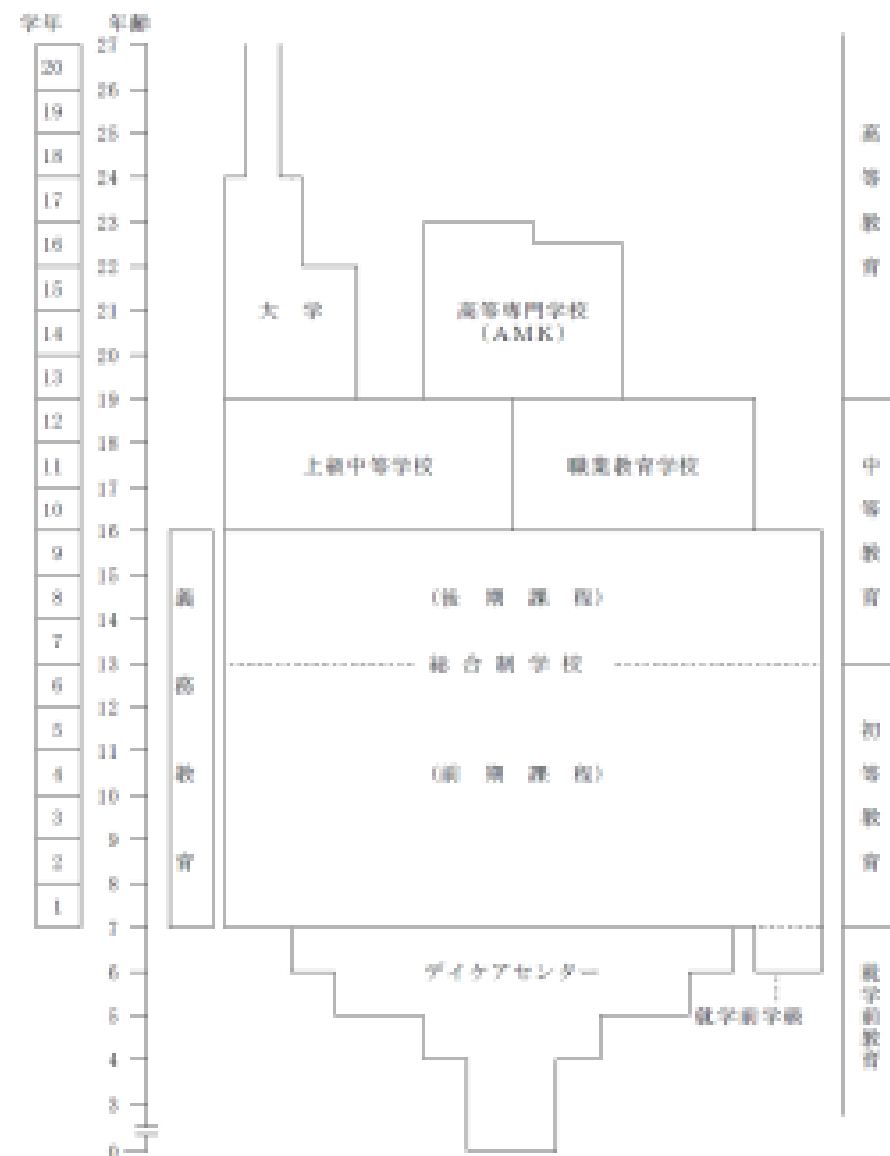
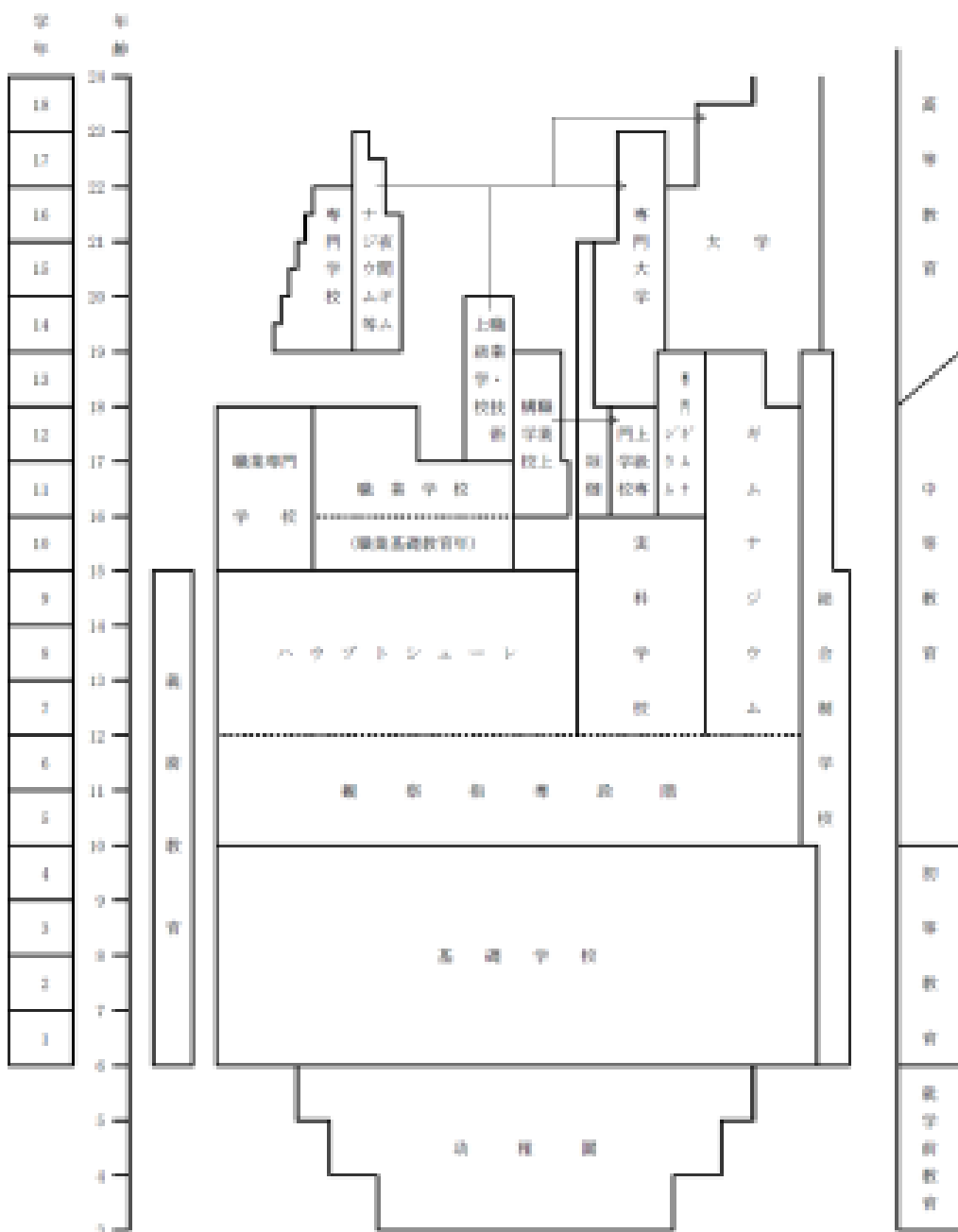
イギリスの学校系統図



諸外国の学校系統図②

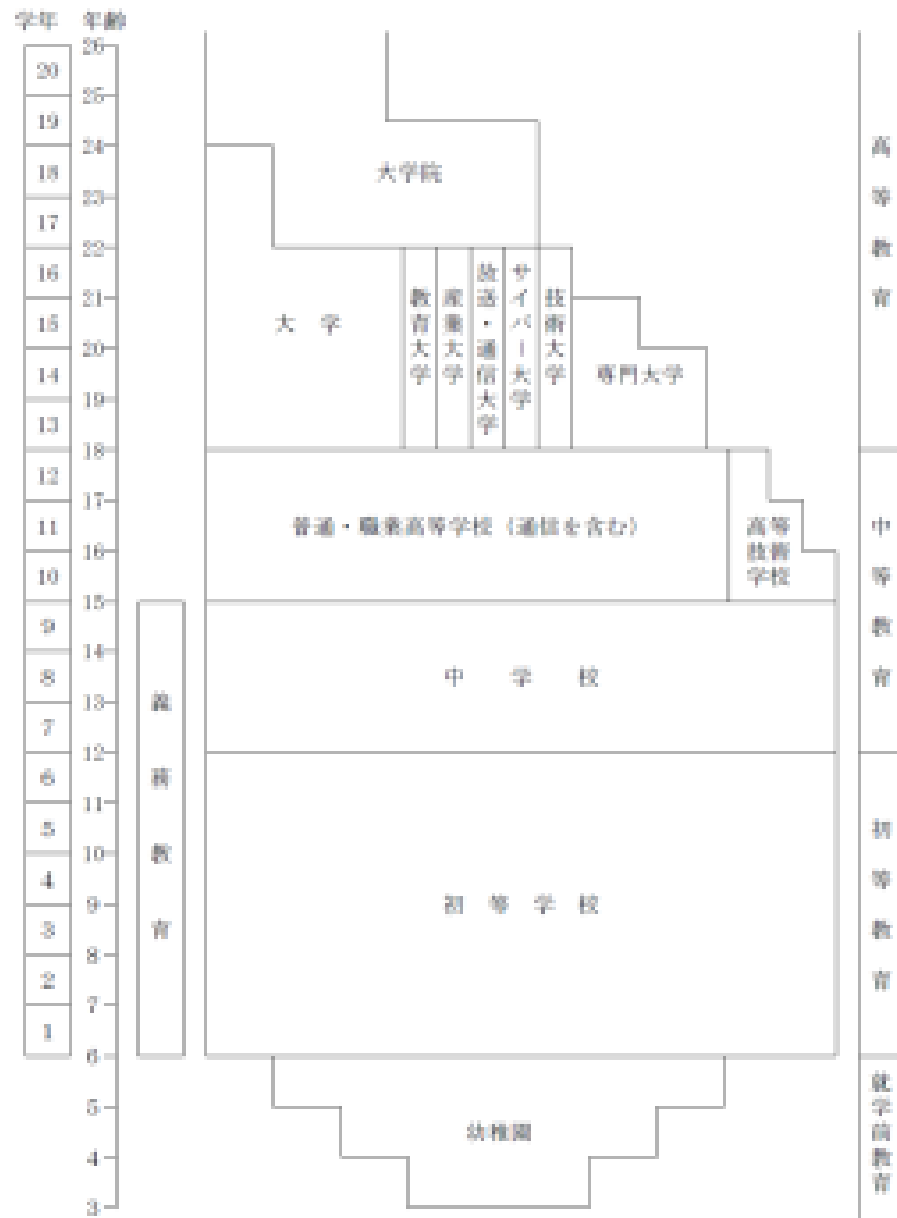
ドイツの学校系統図

フィンランドの学校系統図



諸外国の学校系統図③

韓国の学校系統図



オーストラリアの学校系統図

